

PART 766
ADMINISTRATIVE ENFORCEMENT PROCEEDINGS
行政執行手続き

Sec.		Page
766. 1	適用範囲	1
766. 2	定義	1
766. 3	執行処置手続きの開始	1
766. 4	代理	2
766. 5	告発状以外の書類の提出及び送達	2
766. 6	抗弁及び審問の要請	3
766. 7	懈怠(法廷不出頭)	4
766. 8	略式裁定	4
766. 9	開示	4
766. 10	召喚状	5
766. 11	開示に対する保護事項	5
766. 12	予審協議	6
766. 13	審問	6
766. 14	裁定の中間審理	6
766. 15	審問を行わない訴訟手続き	7
766. 16	訴訟手続き約定；期間延長	7
766. 17	行政法審判官の裁定	7
766. 18	調停	8
766. 19	再開	9
766. 20	裁定のための訴訟記録及び証拠書類の利用可能性	9
766. 21	上訴	10
766. 22	次官による審理	10
766. 23	関係者	11
766. 24	一時的剥奪	12
766. 25	輸出する権利剥奪の行政措置	14
付則 1	行政執行事案の調停における告発及び制裁の決定に対するガイダンス	
付則 2	反ボイコット事項に関連する行政執行事件の調停における告発と制裁決定のガイダンス	

Part 766 (第766章) 一行政執行手続き**§ 766.1 適用範囲**

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章は、1979 年改正の輸出管理法 (EAA)、輸出管理規則 (EAR) 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可の違反に対し行政制裁を課す手続きを定める。EAR § 760 及び § 764 は、違反を構成する行為を明記し、§ 764 は適用される制裁を定めている。制裁を課す手続きの記述に加えて、本章は EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対し差し迫った違反を防ぐための一時的な剥奪命令を課す手続きを定める。本章は、EAA の § 11 (h) にリストされているいずれかの制定法 (EAA を含む) に違反の有罪裁定を受けた者の輸出する権利を剥奪する一任された行政保護措置をとる手続きについても定めている。本章では、どの条項も、EAA 又は EAR に関連する他の行政措置又は執行措置 (EAA によって与えられた調査権限の行使を含む) に適用されたり、制限するものとして、解釈してはならない。本章は、本章で特に規定する場合を除いて、EAA における違反を告発する手続きに対して、行政手続法に基づく何らかの手続き上の権利を与えたり、何らかの要求事項を課すものではない。

§ 766.2 定義

本章で用いる場合、次の定義を適用する：

行政法審判官

EAA のもとに提起された行政執行手続きで審問を実施する権限、或いは一時的剥奪命令を課すことに対する上訴を審問する権限を持つ者。行政法審判官を指すことが明らかな場合、簡潔さのため用語“審判官”が用いられる場合がある。

次官補

産業安全保障局輸出執行担当次官補。

産業安全保障局 (BIS)

米国商務省産業安全保障局 (旧輸出管理局) 及びそのすべての構成ユニット (本章の目的において、特に反ボイコット順守部、輸出執行部及び輸出者支援部を含む)。

最終裁定

民事制裁 (輸出の権利の剥奪若しくはその他の制裁) 又はその他の形態での事案の処理若しくは却下を課す裁定又は命令 (本章のもとでの更なる審理の対象とならないが、法律により権限を与えられたしかるべき連邦地方裁判所において徴収手続き又は司法審理の対象となるもの)。

初期裁定

EAR § 760 関連の違反に関係する訴訟手続きにおける行政法審判官の裁定 (産業安全保障担当商務省次官による上訴審理の対象となるが、上訴がない場合は、最終裁定となる)。

当事者

BIS 及び本章で被控訴人として指名された者。

裁定勧告

EAR § 760 関連以外の違反に関係する訴訟手続きにおける行政法審判官の裁定であって、産業安全保障担当商務省次官補による審理の対象となり、当該次官補がその裁定勧告を確定、修正又は無効とする命令書を発行するもの。

被告人

本章のもとに提議又は発行された、告発状、起訴状、一時的剥奪命令又はその他の命令の対象者として指名された者。

次官

米国商務省産業安全保障担当次官。

§ 766.3 行政執行手続きの開始**(a) 告発状**

輸出執行部 (OEE) 部部長又は反ボイコット順守部 (OAC) 部長のうち該当する部長又は輸出執行担当商務省次官補により指名する場合があるその他の商務省担当官は、BIS の名において告発状を発行することにより、本章のもとでの行政処置手続きを開始することができる。本章の付則 1 及び付則 2 は、BIS が告発状の発行に関する決定権を一般的にどのように行使するかについて定める。告発状は、正式な告訴

を構成するものとし、EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可の違反が発生したと確信する根拠があることを述べるものである。告発状は、嫌疑のかかっている違反についての重要な事実を示し、関連する特定の規制条項等の条項を引用し、そして EAR § 764 のもとに適用される制裁を通告する。告発状は被告人に対し、本章の § 766.6 で規定する告発に抗弁しない場合、本章の § 766.7 のもとで懈怠として取扱われること、被告人は抗弁とともに書面による審問の要求を要請した場合、審問の席につく権利があること、そして被告人は弁護士により或いは被告人を代理する委任状を有する他の正当と認められる代理人により弁護されることができるとを通知される。告発状のコピーは、行政法審判官に提出されるものとし、この提出が適用される提訴期限(出訴期限)の進行を中断するものとする。告発状は、抗弁が提出される前は何時でも、その後は行政法審判官の許可により修正又は補足することができる。BIS は、被告人及び行政法審判官に通知することにより、いつでも告発状を一方的に撤回することができる。

(b) 行政執行手続きを開始する告発状の発行通知

被告人は、次のいずれかの方法により告発状の発行又はその修正若しくは補足について通知される：

- (1) 被告人の最近の知られている住所で被告人に宛てた書留郵便若しくは配達証明郵便、又は速達郵便若しくは民間の配達便若しくは宅配便；
- (2) 被告人に、若しくは指名若しくは法律により被告人に対する被告人召還令状の送達を受ける権限を与えられた役員、支配人若しくはその他の代理人にコピーを預ける；又は
- (3) 被告人の最近の知られている住居に住む、相応の年齢で分別のある者にコピーを預ける。
- (4) 本節の (b) (2) 若しくは (3) 項に定める方法で行われた場合、送達方法と告発状を預けた相手の身元を記述した送達証明書であって、当該送達を行った者により署名されたものにより、告発状のコピーの交付が証明されるものとする。この送達証明書は、行政法審判官に提出されるものとする。

(c) 行政執行手続きを開始する告発状の発行通知の送達日、又は告発状の補足若しくは修正の発行通知の送達日は、本節の (b) (1) 項で記述されるいずれかの手段による、その引渡し日とするか、引渡しをしようとした日とする。

§ 766.4 代理

被告人個人は、本人自身で、正式に権限を与えられた役員又は従業員により法人として、及び共同経営者により合名会社として出廷及び参加することができる。被告人が弁護士により弁護される場合、弁護士は米国の州、自治連邦区若しくは準州、又はコロンビア特別区の弁護士会の正規の会員であるか、弁護士が米国に居住しない場合、弁護士が居住する国で弁護士開業の免許を持つ者でなければならない。被告人は、個人として、又は弁護士若しくは他の代理人を通して、行政法審判官に出廷通知を提出しなければならない。BIS は、米国商務省産業安全保障担当の上席法律顧問事務所により代表されることになる。

§ 766.5 告発状以外の書類の提出及び送達

(a) 提出

提出すべきすべての書類は、以下の宛先、又は行政法審判官が指定する場合がある他の場所を宛先としなければならない：

EAR Administrative Enforcement Proceedings U.S. Coast Guard, ALJ Docketing Center

[米国沿岸警備隊 行政法審判官訴訟記録センター EAR 行政執行手続き係]

40 S. Gay Street Baltimore, Maryland 21202-4022.

米国郵便（前払いの第一種郵便）、至急貨物便又は同等の小荷物配送サービス、若しくは手渡しによる提出が受入れられる。外国からの郵便による提出については、航空便で行わなければならない。それに加えて、行政法審判官は、ファクシミリ又はその他の電子的手段による書類の提出について、当該書類のハードコピーが後で提出される場合、認める場合がある。提出される各書類のコピーは、各当事者に同時に送達されなければならない。

(b) 送達

送達は、訴訟手続きにおける各当事者に各書類のコピー1部を直接手渡すか、郵送により行わなければ

ならない。配送サービス又はファクシミリでの送達は、本節の(a)項で示される方法において受け入れられる。BISに対する送達は、以下の宛先に送らなければならない。

Chief Counsel for Export Administration[輸出管理担当上席法律顧問事務所]

Room H-3839, 米国商務省

14th Street and Constitution Avenue, N.W. Washington, D.C. 20230

被告人に対する送達は、告発状が送られた住所、又は被告人が前もって提示できる他の住所に送られることになる。当事者に代わって弁護士又は他の代理人が出廷する場合、弁護士又は他の代理人に対する送達は、その当事者に対する送達として扱われる。

(c) 日付

提出日又は送達日は、書類が郵便で投函された日又は本人が直接届けた日、配送サービス又はファクシミリにより送付された日とする。

(d) 送達証明書

送達を行った当事者により署名された送達証明書（送達日と送達方法を記載したもの）には、当事者に対して提出及び送達されたすべての書類（告発状以外）を添付しなければならない。

(e) 期間の計算

本章で又は行政法審判官若しくは次官の命令により規定又は許可される期日の計算において、指定された期日の進行が開始される行為、事件又は懈怠の日は含まれない。このように計算された期間の最終日は、土曜日、日曜日又は法定祝祭日（民事訴訟手続きの連邦規定 Rule 6(a)の定義による）でない限り、期間に含まれる（この場合、期間は土曜日、日曜日又は法定定休日でない翌日の終わりまでに及ぶ）。規定又は許可された期間が7日以内である場合、中間の土曜日、日曜日及び法定定休日は、計算から除外される。

§ 766.6 抗弁及び審問の要請

(a) 抗弁期日

被告人は、本章の § 766.16 のもとに期日が延長されない限り、行政執行手続きを開始する告発状発行の通知が送達されてから 30 日以内、又は告発状への補足若しくは修正の通知から 30 日以内に、告発状に抗弁しなければならない。

(b) 抗弁の内容

抗弁は告発状に応じるものでなければならず、被告人の（単一又は複数の）弁明の内容を十分に示さなければならない。抗弁は、告発状の各々の個別の主張に具体的に是認するか、否認しなければならない。被告人が知らないことであれば、抗弁はそのように述べなければならず、そうすれば否認として作用することになる。個々の主張に否認又は反論がない場合、その主張を是認したものとみなされる。抗弁は、被告人が弁明又は緩和要求を裏付けると考える追加事項又は新たな事項についても示さなければならない。抗弁において具体的に示されない一切の弁明又は一部の弁明は、その主張を放棄したものとみなされ、正当な理由が示されない限り、それに基づく証拠は拒絶される場合がある。

(c) 審問の要請

被告人が審問を望む場合、抗弁とともに書面による審問要請書を提出しなければならない。BISによる審問要請は、抗弁書の送達後 30 日以内に行政法審判官に提出しなければならない。期日以内に書面による審問要請を行わない場合は、正当な理由が示されない限り、当事者の審問を行う権利を放棄したものとみなされる。当事者の誰もが審問を要請しない場合、当該事案は本章の § 766.15 で示される手続きに従って進められる。

(d) 英語（要求される言語）

抗弁、その他のすべての書類及びすべての証拠書類は、英語で提出されるか、或いは英語に翻訳したものを同時に提出及び送達しなければならない。

§ 766.7 懈怠（法廷不出頭）

(a) 総論

規定された期間内に被告人が抗弁を提出しない場合は、被告人が出廷し告発状の主張に反論する被告人の権利を放棄したことになる。この場合において、行政法審判官は、被告人に改めて通知することなく BIS の動議で、告発状で主張された事実判決を下し、事実認定及び適切な法律上の結論を含む初期裁定又は勧告裁定を下し、妥当な制裁を課す命令を発行又は勧告するものとする。裁定及び命令は、本章の § 766.21 又は § 766.22 で示す適用可能な手続きに従って、次官による審査を受けるものとする。

(b) 欠席裁定の破棄請願書

(1) 手続き

欠席裁定による命令が出されている被告人により提出された請願書（その請願書が本章の § 766.6(b) の要求事項を満たす抗弁書に添付されたもの）により、次官は、すべての当事者に意見を述べる機会を与えた後、正当な理由が示されものに対して、欠席裁定を破棄して、欠席裁定により提出された命令を無効にし、更なる訴訟手続きのために行政法審判官に本件を差し戻すことができる。

(2) 期日

本節に基づく破棄請願は、この請願で無効にすることを求めている命令の発効日から 1 年以内に行わなければならない。

§ 766.8 略式裁定

訴訟手続きが開始された後ならいつでも、当事者は係争点の一部又はすべてを決着させる略式裁定を提議することができる。行政法審判官は、審議中の係争点に関して十分な証拠から次の事項が明らかにされる場合、初期裁定又は勧告裁定を下し、命令の発令又は勧告を行うことができる：

(a) 重大な事実に関して、真の係争点がないこと；及び

(b) 提議した当事者が、法的に見て、略式裁定を受ける資格があること。

§ 766.9 開示

(a) 総論

当事者は、係属中の訴訟手続きの内容に関連する事柄のうち、開示免除特権のない事柄に関して自発的に開示することが奨励される。開示に関する民事訴訟手続きの連邦規定の条項が、本章に矛盾しない範囲において適用される、ただし、行政法審判官により、又は当事者の権利放棄若しくは合意により別途規定される場合を除く。行政法審判官は、当事者又は個人を、不快感、当惑、抑圧又は不当な負担若しくは出費から保護するために、公正さを必要とする命令を出すことができる。これらの命令には、開示の範囲、方法、時期及び場所に関する制限、並びに機密扱いの情報又はその他の形態で機微な情報を保護するための条項を含むことができる。

(b) 質問状及び自認の要請又は証拠書類の提出要請

当事者は、質問状、自認の要請、又は閲覧及びコピーのために証拠書類の提出要請をいずれかの当事者に送達することができ、さらに当該当事者は当該開示に関し保証されると考える執行命令又は保護命令を行政法審判官に申請することができる。開示要請の送達は、行政法審判官がより短い期日を指定しない限り、審問の指定期日の 20 日前までに行わなければならない。質問状、自認の要請及び証拠書類の提出要請並びにこれらに対する応答書のコピーは、すべての当事者に送達されなければならない、さらに送達証明のコピーを行政法審判官に提出しなければならない。自認が要請された事実又は法律上の事柄は、要請書で指定された期間内（送達後 10 日以内或いは行政法審判官が許可する場合がある猶予期間内）に、要請を申し出られた当事者が、自認が要請された事柄を明確に否認するか、要請を申し出られた当事者がその事柄を真実に照らして是認若しくは否認のいずれもできない理由を詳細に示した宣誓供述書を要請した当事者に送達しない限り、認められたものとみなされるものとする。

(c) 証言録取

当事者の申請をもとに、かつ、正当な理由が示された場合、行政法審判官は、証言録取により証人の証

言をとること、及び証言録取において証人により明言された証拠書類又は資料の提出を命じることができる。この申請書には、証言録取の目的を記載するとともに、証言録取により立証することが求められる事実を示さなければならない。

(d) 執行

行政法審判官は、当事者に対して、指摘された質問に答えること、指定された証拠資料若しくは物件を提出すること、又は妥当な開示要請に応じたその他の措置をとることを命じることができる。当事者がその命令に従わない場合、行政法審判官は、訴訟手続きにおいて審判官が妥当であり適切と考える裁定をくだすか、何らかの命令を提起することができる。審判官は、関連する告発又は弁明の全体又は一部を確定することができ、或いは当事者が答弁しなかったり答弁を拒否した開示申請に関連する個々の事実を、訴訟手続き上、開示を要請している当事者の主張に従って立証されたものとして取り扱うことができる。さらに、米国の地方裁判所による執行が、EAA § 12 (a) のもとに求められる場合がある。

§ 766.10 召喚状

(a) 発行

召喚状による以外では証拠が得られないと確信する相当な根拠があることを十分に示すことにより裏付けられた当事者の申請を受けて、行政法審判官は、参考人の出席及び証言を要請し、審問の目的において審判官が訴訟手続きに関連し重要であり、かつ範囲において妥当とみなす帳簿、記録又はその他の証拠書類若しくは物的証拠の提出を要請する召還状を発行する。

(b) 送達

行政法審判官により発行される召還状は、本章の § 766.5 (b) で示されるいずれかの方法で送達できる。

(c) 期日

召還状申請書は、予定された審問又は証言録取の 10 日前までに提出されなければならない（ただし、行政法審判官が正当な理由が示される場合において、特別な状況により短い期日が正当化されると裁定した場合を除く）。

§ 766.11 開示に対する保護事項

(a) 保護措置

国家安全保障、外交政策、業務上の機密又は調査の重要性の見地から機密に関わり、かつ、開示から保護すべき情報及び証拠書類を BIS が受取り考慮に入れることがしばしば必要になる。それ故に、かつ、その他の適用される権限を実施する行政法審判官の裁量権を制限することなく、行政法審判官が証拠の開示若しくは採用を制限すること、又は審判官の判断において機密に関わる証拠書類若しくは情報の不当な開示を防ぐ目的に合致できる保護命令若しくはその他の命令を発令することは妥当なことである。行政法審判官が、機密事項を含む証拠書類を被告人が利用できるようにすることが不利益を避けるため必要と裁定した場合、審判官は機密扱いでなく、かつ機微でない当該書類の要約又は抜粋を作成するよう BIS に指示することができる。行政法審判官は、抜粋又は要約が原本の書類で裏づけられていること、及び機密扱い或いは非開示として留めなければならない程度でのみ省略していることを確実なものとするために、抜粋又は要約と原本とを比較することができる。この要約又は抜粋は、訴訟記録において、証拠として認めることができる。

(b) 入手に対する取り計らい

行政法審判官がこの処置が不十分であること、及び機密扱い又は別途機微な事項が、当事者に対する不利益を避けるため訴訟記録の一部になるべきと裁定した場合、審判官は機密情報を目にさらすことなく当事者又は代理人が当該事項を入手できることを許可する取り計らいを行うための機会を与えることができる。この取り計らいには、機密事項取扱い許可を得ること、EAA § 12 (c) のもとでの国益判断を得ること、又は必要に応じ、当事者の弁護士に、それ以上の開示を行わない保証（保護命令を含む）を条件として機密に関わる情報及び書類へのアクセスを許すことを含むことができる。

§ 766.12 予審協議

- (a) 行政法審判官は、審判官自身の意向で或いは当事者の要請で、次の事項を考慮に入れるため、当事者本人が出頭するか電話により予審協議に参加することを当事者に指示することができる：
- (1) 係争点のシンプル化；
 - (2) 訴答手続きに対する修正の必要性若しくは修正が望ましい状況；
 - (3) 不必要な立証を避けるため、申し立て及び証拠書類の約定を入手すること；又は
 - (4) 訴訟手続きの決着をはかどらせることができるその他の事柄。
- (b) 行政法審判官は、協議の議事録が電子的又は記録係により記録され、文書化され、審判官に提出することを指示することができる。
- (c) 予審協議が実行不可能な場合、行政法審判官は、当該協議の目的を遂行するため、審判官に連絡するよう当事者に対し指示することができる。
- (d) 行政法審判官は、本節に従って合意又は講じられた措置の要約を作成する。この要約には、当事者により行われた書面での約定又は合意事項を含む。

§ 766.13 審問

(a) 日程

行政法審判官は、当事者との協議により、或いは 30 日以内にすべての当事者に通知することにより、審問の日程を立てる。すべての審問は、提示された正当な理由に基づき、他の場所の方が審判の利益に役立つと行政法審判官が決定しない限り、ワシントン D.C. で開かれる。

(b) 審問の手順

審問は行政法審判官により公正かつ公明正大な方法で実施される。審判官は、審問又はこれらの一部への当事者、当事者の代理人及び参考人の出席制限が、不適当な開示から機密事項（本章の § 766.11 参照）を保護するために、必要又は望ましいとみなす場合、その制限を行うことができる。法廷で広く行われている証拠の規則は適用されず、行政法審判官が訴訟手続きに関連があり重要であり、かつ、過度に重複しないとみなす、すべての証拠資料は受理され、適切な重み付けが与えられる。

(c) 証言及び記録

証人は、宣誓又は無宣誓証言の下で証言する。審問及びその他の口述弁論の逐語的な記録は、記録係又は電子的録音により行われ、文書化され、行政法審判官に提出される。被告人は、その記録の謄本を調べることができ、妥当な費用を支払うことによりコピーを入手することができる。行政法審判官が正当であるとみなす条件において、審判官は、何人であれその証言を証言録取書によって取ることを指示でき、宣誓供述書又は無宣誓証言を証拠として有効と認めることができる。ただし、宣誓供述書又は無宣誓証言が提出されており、（宣誓供述人又は無宣誓証言人が審問において証言し、反対尋問を受けることが必要であるという根拠のもとに、当事者が異議申し立てを提出し送達できるよう）審問の十分前に当事者に送達されていることを条件とする。

(d) 出廷の不履行

当事者が本人で又は弁護士により予定された審問に出廷しなかった場合でも、審問は関係なく進めることができ、当事者の出廷不履行は審問の有効性又はその後に行われる訴訟手続き若しくは措置に影響を及ぼさない。

§ 766.14 裁定の中間審理

- (a) 当事者の要請があった時、或いは審判官自身の主導において、即時の審理が事件の最終決着の進行を早められるか容易にできると、行政法審判官が判断した場合、行政法審判官は、訴訟手続きを最終的に決着するものでない裁定を、裁定審理担当の次官に保証することができる。

(b) 裁定の中間審理の次官への保証に基づいて、10 日以内に当事者は、当事者の見解を記述した弁論趣意書を提出及び送達し、さらに 5 日以内に第二の訴答を提出及び送達する。これに続いて次官は速やかに事案の裁定を下す。

§ 766.15 審問を行わない訴訟手続き

当事者が審問を放棄している場合、事案は行政法審判官による訴訟記録に基づいて裁定が下される。審問を行わない訴訟手続きは、当事者の問責又は抗弁を裏付ける事実を当事者が立証する必要性を取り除くものではない。宣誓供述書又は無宣誓証言、証言録取、告白された事柄、被告人人質問状への弁明及び約定は、訴訟記録中の他の証拠書類に追加することができる。行政法審判官は、各当事者に対して反証証拠を提出する適切な機会を与える。

§ 766.16 訴訟手続き約定；期間延長

(a) 訴訟手続きの約定

別途指示しない限り、すべての当事者により同意され、行政法審判官に提出された書面による約定により、本章で制定されている訴訟手続きを変更することになる。

(b) 期間延長

- (1) 当事者は、期限が切れる前に行政法審判官に提出した約定により、適用される期限を延長することができる。
- (2) 行政法審判官は、審判官自身の主導により或いは当事者の申請により、適用される期限の前後いずれかにおいて、告発状に対する弁明を提出及び送達し、或いは本章により義務付けているその他の行為を行う期間を延長することができる。

§ 766.17 行政法審判官の裁定

(a) 事前裁定事項

本章の § 766.7 に基づく法定不出頭の手続きを除いて、行政法審判官は、当事者に対し下記のもの（訴訟記録の一部とされる）を提出するのに適当な機会を与える：

- (1) 審判官による裁定、又は審問において差し出された証拠の認定に対する異義申立書；
- (2) 事実認定提案書及び法的結論；
- (3) 提出された異義申立書及び事実認定案及び法的結論について、法的論拠を裏付けるもの；及び
- (4) 命令提案書。

(b) 裁定及び命令

訴訟手続きにおけるすべての訴訟記録を考慮した後、行政法審判官は書面による裁定書を交付する。

(1) 初期裁定

EAR § 760 に関する違反を告発する訴訟手続きについては、言い渡された裁定が初期裁定になる。裁定書には、事実認定、法的結論、及び EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反があったかどうかに関する認定が含まれる。訴訟記録の証拠が、一つ以上の告発に関して違反が発生したとの認定を立証するのに不十分であると審判官が認める場合、審判官は、適切に告発の全体又は一部の却下を命じるものとする。行政法審判官が一つ以上の違反が犯されたと認定した場合、審判官は EAR § 764 で規定される場所により、行政制裁を課す命令を出すことができる。裁定及び命令は、上訴が本章の § 766.21 に従って提出されない限り、各当事者に送達され、送達の 30 日後に商務省の最終裁定として効力を生ずるものとする。

(2) 勧告裁定

EAR § 760 に関する違反を含まない訴訟手続きについては、言い渡された裁定は勧告裁定になる。裁定には、勧告された事実認定、法的結論、及び EAA、EAR、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反があったかどうかに関する認定が含まれる。訴訟記録の証拠が、一つ以上の告発に関して違反が発生したとの勧告された認定を立証するのに不十分であると行政法審判官が認める場合、審判官は、当該告発の却下を勧告するものとする。一つ以上の違反が犯されたと行政法審判官が認定した場合、審判官は、EAR § 764 で規定される場所により、行政制裁を課す命

令又は審判官が適切とみなすその他の措置を課す命令を勧告するものとする。行政法審判官は、直ちに勧告裁定及び命令の原本のコピーを含む訴訟記録を、本章の § 766. 22 に従って、審理のために次官に対し保証しなければならない。行政法審判官は、直ちにすべての当事者にも勧告裁定を送達しなければならない。次官による審理に関して EAA で制定されている期日のため、当事者に対する送達は、手渡し、速達郵便又は他の翌朝配達便によらなければならない。

(c) 制裁の停止

行政制裁を課す命令は、課せられた制裁の全体又は一部について、行政法審判官又は次官が指定できる執行猶予の条件又は他の条件で当該制裁の停止を与えることができる。停止命令は、本章の § 766. 5 の送達条項に従う申請書の通知の被告人への送達後に、かつ、責任がある署名担当官が自身の裁量により認めることができる返答の機会をもって、執行猶予の条件又はその他の条件に違反することを示す BIS の申請に基づいて、署名担当官により修正又は取消す場合がある。停止命令を修正し、若しくは取消す命令のコピーについても、本章の § 766. 3 の条項に従って、被告人に送達されなければならない。

(d) 裁定の期限

EAR § 760 に関する違反を含んでいない行政執行手続きは、行政法審判官が、正当な理由が示されものに対して期間を延長しない限り、本章の § 766. 22 のもとに次官による審理を含めて、告発状が提出されてから 1 年以内に、結論を下さなければならない。告発状は、被告人が弁明を提出した日、又は BIS が本章の § 766. 7(a) に従って不履行による命令の動議を提出した日のいずれか早い方の日に、行政法審判官に提出されているものとみなされる。

§ 766. 18 調停

(a) 告発状の送達の前に、事案が調停される場合がある

告発状の送達前に調停に至った事案において、起訴状が作成され、調停合意及び命令からなる調停提案が、承認及び署名のため次官に提出される。次官が提案書を承認しない場合、次官は当事者に通知し、当該事案は調停提案がされなかったものとして進められる。次官が提案書を承認する場合、次官は適切な命令を出し、行政法審判官によっては、いかなる措置も求められない。

(b) 事案は、告発状の送達後においても調停される場合がある

(1) 事案が行政法審判官のところで係争中の場合、当事者が誠意をもって調停交渉に入っているとの通知が当事者からあり次第、審判官は、妥当な期間（通常 30 日以内）訴訟手続きを停止させるものとする。行政法審判官は、自身の裁量において、更なる停止を認めることができる。調停に至った場合、提案書は承認及び署名のために次官に提出される。次官が提案書を承認した場合、次官は適切な命令を出し、行政法審判官に対して、事案が裁定から取り下げられたことを通知する。次官が提案書を承認しない場合、次官は当事者に通知し、当該事案は、調停提案がされなかったものとして、行政法審判官による裁定に進められる。

(2) 事案が本章の § 766. 21 又は § 766. 22 のもとに次官のところで係争中の場合、当事者は承認及び署名のため調停提案を次官に提出することができる。次官が提案書を承認した場合、事務次官は適切な命令を出す。次官が提案書を承認しない場合、当該事案は本章の § 766. 21 又は § 766. 22（いずれか該当する節）に従って、最終裁定に移される。

(c) 調停により事案に決着をつける命令は、課せられた制裁の全体又は一部について、署名担当官が指定できる執行猶予の条件又はその他の条件で、停止することができる。当該停止命令は、本章の § 766. 17(c) で示される手続きに従って、署名担当官により修正又は取消しをすることができる。

(d) 行政制裁を課す命令に同意した被告人は、本章のもとに起こされた行政執行訴訟手続きにおける主張を単に解決する目的のみ同意したのである。このことは、BIS が刑事訴訟手続きの開始、実施、調停又はその他の処置のための権限も責任も有さない事実を反映している。その権限及び責任は、司法長官及び司法省に与えられている。

(e) 調停された事案は、再開又は上訴できない。

(f) 本章の付則 1 及び No. 2 は、個々の事案を、BIS が進んで調停を行う条件に関する BIS の決定権を一般的にどのように行使するかを定めている。

§ 766.19 再開

被告人は、裁定が欠席審判又は調停から行われた場合を除いて、訴訟手続きが行われた時点で知られていなかったか、入手できなかった関連する重要な証拠を受理するための行政執行手続きを再開することを、最終裁定日から 1 年以内に、行政法審判官に請願することができる。この請願には、当該証拠の要約、当該証拠が関連するものであり重要であるとする根拠、及び訴訟手続きが行われた時点で提示できなかった理由を含まなければならない。行政法審判官は、他の当事者にコメントするための妥当な機会を提供した後、この請願を認めるか拒否をする。訴訟手続きが再開される場合、行政法審判官は、新たな証拠を受理し訴訟記録を完全なものにするために適切とみなす準備を行うことができる。行政法審判官は、その後、新たな初期裁定又は勧告裁定及び命令を発令し、当該事案が、本章の § 766.21 又は § 766.22（いずれか該当する節）に従って最終裁定及び命令に取り掛かる。

§ 766.20 裁定のための訴訟記録及び証拠書類の利用可能性

(a) 総論

審問記録の謄本、証拠物件、裁定、命令、訴訟手続きの中で、更には本章の § 766.21 のもとでの上訴のため或いは本章の § 766.22 のもとでの審理のために、提出されたすべての文書及び請願書、行政法審判官の裁定並びに本章の § 766.21 及び § 766.22 で規定されている提出資料は、訴訟記録の構成要素となり、裁定の唯一の根拠となる。事案が、告発状の送達後に調停された場合、訴訟記録は、前述のいずれか或いはすべてが、調停合意書及び命令と同様に、訴訟記録の構成要素となる。事案が、告発状の送達前に調停された場合、訴訟記録は、起訴状、調停合意書及び命令から構成される。

(b) 閲覧制限

審判官自身の提議、又は当事者の提議で、行政法審判官は、法律により或いは訴訟手続きにおいて提起された保護命令の条件により一般の閲覧が制限されている証拠記録の中の資料について、訴訟記録の一部を閲覧制限にするように指示することができる。訴訟記録のいずれかの部分の閲覧制限を求める当事者は、本章の § 766.20(c)(2) で指定されている時点で、削除要請を反映した一般に利用可能とするために提案された書類のバージョンを提出する責任がある。訴訟記録の閲覧制限の部分は、別のファイルに置かれ、そのファイルは不適當な開示を避けるため、及び訴訟手続きでの公式の訴訟記録の一部として識別するために明確にマーキングされる。行政法審判官は、時間の経過により機密扱いを解かれるか制限不要となった資料を、訴訟記録の閲覧制限されない部分に移行できる措置を、いつでもとることができる。

(c) 書類の利用可能性

(1) 範囲

(i) 1979 年 10 月 12 日以降に開始された訴訟手続きについては、すべての告発状、弁明書、初期裁定及び勧告裁定、並びに事案に決着をつける命令は、米国商務省 BIS 情報公開訴訟記録閲覧施設 (Room H-6624, 14th Street and Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20230) において、一般の閲覧に利用できるようにされる。

本節の (a) 及び (b) 項で定められているところにより、裁定の完備した訴訟記録は、要請があれば利用できるようにされる。さらに、本章の § 766.22 に従う上訴に対する次官のすべての裁定、及び輸出の権利の剥奪、停止又は取消しを与える最終命令は、官報で公表されるものとする。

(ii) 1979 年 10 月 12 日より前に開始された訴訟手続きについては、裁定の訴訟記録の一般の利用可能性は、訴訟手続きが開始された時点で有効であった該当する規則によって決定される。

(2) 期日

(i) 反ボイコット事案

EAR § 760 に関する事柄については、証拠書類は、隔離要請が行なわれた訴訟記録の部分を除いて、提出された時点で直ちに利用できる。本節の (b) 項のもとに訴訟記録の一部に対する閲覧制限を求める当事者は、訴訟記録のための資料の提出と同時に、秘密保持の要求を裏付ける理由と一緒に添えて要請を行わなければならない。

(ii) その他の事案

その他のすべての事案では、2022 年 6 月 2 日以降に提出された告発状以外の証拠書類は、事案の最終的な行政処分後にのみ入手可能となる。これらの事案では、本節の (b) 項のもとに訴訟記録の一部に対する閲覧制限を望む当事者は、訴訟手続きが終了する前に、その要求を裏付ける理由とともに、秘密保持請求を主張しなければならない。

§ 766.21 上訴

(a) 根拠

EAR § 760 に関する違反を告発する訴訟手続きについて、当事者は、以下の根拠に基づき、訴訟手続きに決着をつける命令、又は欠席裁定の破棄請願書若しくは再開の請願を拒絶する命令に対し次官に上訴することができる：

- (1) 必要な事実認定に漏れがある、間違いがある、或いは訴訟記録の十分な証拠で裏付けが取れていない；
- (2) 必要な法的結論又事実認定が法律に反している；
- (3) 不利益となる手続き上の誤りがある、又は
- (4) 制裁の裁定又は範囲が、恣意的か、当てにならないか或いは裁量権の濫用があること。上訴は、上訴の基礎となる根拠、及び上訴を行う命令の条項を明記しなければならない。

(b) 上訴の提出

命令に対する上訴は、上訴する命令の送達から 30 日以内に、米国商務省産業安全保障局輸出管理担当次官事務所、Room H-3898, 14th Street and Constitution Avenue, N.W., Washington, D.C. 20230 に提出しなければならない。次官が何らかの理由により上訴に関する職務が果たせない場合、事務次官は、上訴を受理し職務を果たすために他の商務省の担当官を指名することができる。

(c) 上訴の効力

上訴の提出により如何なる命令の施行も停止させてはならない（ただし、当該命令がその明確な条件によりそのように規定している場合、又は、当事者による申請及び応答の機会により次官が停止を許可する場合を除く）。

(d) 上訴の手順

次官は通常、上訴に対し審問を開催すること、或いは口頭弁論を受け入れることはない。上訴とともに上訴を裏付ける十分な陳述書を提出し、同時にすべての当事者に送達しなければならない（その当事者は返答書を提出する期間として送達から 30 日間を有するものとする）。次官は自身の判断で、新しい提出書類を受理できるが、上訴人の最初の提出書類に対する返答書の提出から 30 日を過ぎてから提出されたこれらの提出書類については、通常、受理しない。

(e) 裁定

裁定は書面によって行われ、その裁定に効力を与える次官により署名された命令が同時に出示される。その命令は、行政法審判官の命令を支持、修正又は逆転することにより事案に決着をつけるか、さらなる訴訟手続きのために行政法審判官に事案を差し戻すことができる。

§ 766.22 次官による審理

(a) 勧告裁定

EAR § 760 に関する違反を含んでいない訴訟手続きについては、行政法審判官は直ちに勧告裁定及び命令を次官に付託する。次官による審理に関し EAA のもとに規定されている期日のために、当事者に対する勧告裁定及び指令、その応答において当事者により提出されたすべての書類、並びに次官の最終裁定の

送達は、手渡し、ファクシミリ、速達郵便又はその他の翌朝配達便で行わなければならない。次官が何らかの理由で勧告裁定及び命令に関する職務が果たせない場合、次官は、勧告における受理及び職務を果たすために他の商務省の担当官を指名することができる。

(b) 当事者による提出

当事者は、勧告裁定及び命令と同時に返答書を提出する期間として勧告裁定及び命令の発令日から 12 日間を有するものとする。当事者はその後、返答書を提出する期間として応答書の受領から 8 日間を有するものとする。いかなる応答書又は返答書も、次官により指定される時間内に受領されなければならない。

(c) 最終裁定

勧告裁定及び命令の受領後 30 日以内に、次官は、行政法審判官の勧告裁定及び命令を支持、修正又は無効にする書面による命令書を発行しなければならない。次官が勧告裁定及び命令を無効にする場合、次官は、更なる訴訟手続きのために行政法審判官に事案を差し戻すことができる。期日のために、次官の審理は通常、裁定のための書面による訴訟記録（審問記録の謄本、及び勧告裁定に関連して当事者により提出された書類を含む）に限定される。

(d) 交付

最終裁定及び実行命令は当事者に送達されるものとし、本章の § 766. 20 に従って一般に利用できるようになる。

§ 766. 23 関係者

(a) 総論

法律のくぐり抜けを防止するため、本章に基づく特定の種類の命令は、被告人に適用されるだけでなく、所有権、管理、責任ある地位、提携又は取引若しくは業務行為におけるその他の関係により、その時又はその後において被告人と関係する被告人以外の者にも適用される場合がある。関係者に適用される可能性がある命令には、輸出の権利の剥奪又は影響力の行使（一時的剥奪命令を含む）、及び被告人の BIS に持出される業務からの排除する命令を含む。

(b) 手順

ある者が被告人と関係があり、現在求められている命令又は既に発令されている命令が、この命令のくぐり抜けを防止するために当該者に適用されるべきであると考えられる根拠を BIS が有している場合、BIS は本章の § 766. 24(a) における当事者の一方に偏した訴訟手続きにあるものを除いて、本章の § 766. 5(b) に従って当該者に通知を行い、当該措置に反論する機会を与えるものとする。被告人に対して命令を発令する権限を有する当局者が、当該命令のくぐり抜けを防止するために、当該者に当該命令が適用されるべきであると認めた場合、それに応じて、その当局者は当該命令を発令又は修正しなければならない。

(c) 上訴

命令の中で被告人に関連するとして BIS により指名された者は、当該措置に対し上訴することができる。当該上訴において提起され裁定されるべき唯一の係争点は、そのように指名された者が被告人に關係しているか否か、及び当該命令がくぐり抜けを防止するために正当とされるか否かである。

(1) § 766. 25 に従って発令された命令の中で被告人に關係するとして BIS により指名された者は、EAR § 756 に従って産業安全保障担当次官に上訴を提出することができる。

(2) 本章の他の条項に従って発令された命令の中で被告人に關係するとして BIS により指名された者は、行政法審判官に上訴を提出することができる。

(i) 関係者に適用できるようにする命令が、EAR § 760 には関連した違反に対するものである場合、関係者は行政法審判官に上訴を提出することができる。関係者は、行政法審判の初期裁定及び命令に対して、§ 766. 21 で示される手順に従って、次官に上訴することができる。

(ii) 関係者に適用できるようにする命令が、差し迫った違反を防止するため本章の § 766. 24 のもと

に発令された場合、行政法審判官の勧告裁定及び命令は、本章の § 766. 24 (e) で示される手順に従って、次官により審理されるものとする。

- (iii) 関係者に適用できるようにする命令が、EAR § 760 には関連しない EAR の違反に対するもので、本章の § 766. 24 に従っては発令されたものでない場合、行政法審判官の勧告裁定及び命令は、本章の § 766. 22 で示される手順に従って、次官により審理されるものとする。

§ 766. 24 一時的剥奪

(a) 総論

本節における手順は、1985 年 7 月 12 日以降に発令された一時的剥奪命令に適用する。1985 年 7 月 11 日以前に発令された一時的剥奪命令の場合、この手順は、一時的剥奪命令が発令された時点で有効であった該当する規則により決定される。ECRA EAA に基づいて発行された申請書、命令、輸出許可若しくは認可に関して、BIS が EAR のもとに講じることができるその他の措置を制限することなく、BIS は、差し迫った違反 (ECRA EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する違反であって、本節で明確にされるもの) を防ぐため、一方的な根拠に基づき、一時的剥奪命令を発令することを次官に要求することができる。一時的剥奪命令は、EAR § 764. 3 (a) (2) で規定されている命令で指名される者に対して輸出する権利を剥奪する。

(b) 発令

- (1) 次官は、一時的剥奪命令が、ECRA EAA、EAR 又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対する差し迫った違反を防ぐ公共利益において必要であるとする BIS による主張に基づき、ある者に対して、EAR § 764 で定められている何らかの或いはすべての輸出の権利を一時的に剥奪する命令を発令することができる。
- (2) 一時的剥奪命令は、差し迫った違反を明確にし、かつ、その命令が審問を経ずに発令された理由を述べるものとする。すべての剥奪命令が公開されるので、その命令で示される差し迫った違反の説明及び一方的な根拠に基づく訴訟手続き理由の説明は、国家安全保障、外交政策、業務機密保持及び調査の利害関係に矛盾しない方法で記述しなければならない。
- (3) 違反が、時間的にも可能性の程度においても“切迫している”場合がある。一時的剥奪命令の根拠を立証するために、BIS は違反が今にも起ころうとしているか、若しくは、調査中の事件又は刑事告発又は行政告発中の事案の総合的な状況が将来の違反の可能性を示しているか、のいずれかを提示する場合がある。将来の違反の可能性を示すために、BIS は、調査中又は告発中の違反が技術的又は不注意よりもむしろ、重大で、計画的で、隠されたもので及び／又は再発しそうであること、並びに、調査中又は告発中の者が、輸出規制要求事項に反し結果的に処分を受けるリスクをおかして、米国原産品目を輸出又は海外で入手し続ける可能性を減らすために、当該品目の当該者との取引を中止することを米国内及び海外の企業に通知することが適切であること、を BIS は提示する場合がある。違反が起こる可能性がある明確な時期を立証する情報が不足していても、違反の可能性を信じるに足る十分な理由がある限り、違反が今にも起こりそうである事実認定を排除はしない。
- (4) 一時的剥奪命令は、180 日を超えない期間にわたり発令される。
- (5) 一方的な根拠に基づく一時的剥奪命令の発令通知は、発令に際して、本章の § 766. 5 (b) に従って行われる。

(c) 関係者

一時的剥奪命令は、本章の § 766. 23 に従って関係者に適用される場合がある。

(d) 更新

- (1) 一時的剥奪命令の有効期限の 20 日前までに、BIS が差し迫った違反を防止する公共利益において、剥奪命令の更新が必要であると考えられる場合、BIS は、その後に追加又は変化した状況を含む BIS の確信についての根拠を示し、かつ、適切な場合には修正を加え、180 日を超えない追加期間において次官が一時的剥奪命令を更新することを要求する書面による要請書を提出することができる。反復的、継続的及び／又は明白な違反の事例がある場合、BIS は、1 年を超えない追加の期間、一時的剥奪命令の更新を要求することができる。BIS の要請書は、例外的な状況が存在しない限り、被告人又はこ

の目的のために指名された代理人に、本章の § 766.5(b)に従って交付されるものとする（この要請書は、更新申請の通知として法的に扱われる）。

(2) 非居住被告人

更新要請の時宜を得た通知を容易にするために、米国の居住者でない被告人は、この目的のために当地の代理人を指名し、本章の § 766.5(b)で示される方法で当該指名の書面による通知を BIS に提出することができる。

(3) 審問

(i) 被告人は、一時的剥奪命令の有効期限の 7 日前までに受領されるように、適切な証拠を添えた書面による意見具申を次官に提出することにより、一時的剥奪命令の更新に反対することができる。正当な理由が示される場合、次官は有効期限の 5 日前までに受領した具申を考慮することができる。次官は通常、開示を許可しない；しかし、被告人の証拠書類の具申に正当な理由が示される場合、次官は当事者に対し、限定された開示を行うこと（証拠書類の提供要請からなる）を許可することができる。書面による意見具申の中で被告人により要請された場合、次官は更新申請書に対する審問を開かなければならない。審問は記録されるものとし、通常、口頭弁論だけから成る。BIS の更新要請において考慮すべき唯一の係争点は、一時的剥奪命令が、この命令で明確にされる差し迫った違反を防止するために継続すべきか否かである。

(ii) 関係者として指定された者は、一時的剥奪命令の更新の発令に反対できないが、本章の § 766.23(c)に従って上訴を提出することができる。

(iii) 指定された期間内に BIS の更新要請に対する書面による反対が受領されなかった場合、次官は審問を経ずに一時的剥奪命令の更新命令を発令することができる。

(4) 一時的剥奪命令は、複数回更新することができる。

(e) 上訴

(1) 提出

(i) 被告人は、当初の又は更新された一次的剥奪命令に対する上訴を行政法審判官に、いつでも提出することができる。

(ii) 上訴が提出されても、一時的剥奪命令の効力を停止させたり、更新の申請を停止させないものとし、更新申請の次官による考慮を妨げるような働きもしない。

(2) 根拠

被告人は、当該命令が差し迫った違反を防ぐ公共利益において必要であるとする事実認定が立証されていないとする根拠に基づいて上訴することができる。

(3) 上訴の手順

上訴を裏付ける十分な書面による陳述書が、上訴並びに適切な証拠と共に提出されなければならない、同時に BIS に送達しなければならない（返答の提出には、陳述書の受領から 7 日間を要す）。行政法審判官への送達は、米国沿岸警備隊 ALJ(行政法審判官) Docketing Center (訴訟記録センター), 40 S. Gay Street, Baltimore, Maryland, 21202-402 に宛てて行わなければならない。BIS への送達は、本章の § 766.5(b)で示されるものとする。行政法審判官は通常、上訴に対し審問を開催することはなく或いは口頭弁論を受け入れることはない。

(4) 勧告裁定

提訴が提出されてから 10 就業日以内に、行政法審判官は、一時的剥奪命令の発令又は更新が支持、修正又は取消されるべきか否かを勧告する勧告裁定を次官に提出し、当事者にコピーを送達するものとする。

(5) 最終裁定

勧告裁定の受領後 5 就業日以内に、次官は当該勧告裁定の承諾、却下又は修正する書面による命令を発令するものとする。時間的制約のため、次官の審理は通常、審問記録の謄本を含む裁定のための書面による訴訟記録に限定される。一時的剥奪命令の発令又は更新は、一時的剥奪命令が、ECRA EAA、EAR、又は ECRA EAAのもとに発行された命令、輸出許可若しくはその他の認可に対する差し迫った違反を防ぐ公共利益において必要であると考えられる根拠がある場合のみ承諾されるものとする。

(f) 交付

発令又は更新された一時的剥奪命令のコピー及び上訴に対する最終裁定のコピーは、官報で公表されるものとし、BIS 及び被告人又はこの目的において指定された他の代理人、並びに関係者に対し、告発状以外の書類の提出に関する本章の § 766.5 で規定されるのと同じ方法で、交付されるものとする。

§ 766.25 輸出する権利剥奪の行政措置

(a) 通則

輸出執行部(OEE)部長は、輸出者支援部部長と協議して、50 U.S.C. 4819(e)(1)(B)で示される法令（この法令に基づいて発行された規則、輸出許可、又は命令を含む）違反の有罪判決を受けた者の輸出する権利を剥奪することができる。

(b) 手順

ある者が本節の(a)項で指定されている条項の一つ以上に対し違反の有罪判決を受けたとの通知に基づいて、OEE[輸出執行部]部長は、輸出者支援部部長との協議において、当該者の輸出する権利（以下に限定されるものではないが、輸出許可、許可例外若しくは輸出規制証拠資料の申請、取得若しくは使用すること、又は如何なる方法であれ、EARの対象となる輸出若しくは輸出関連取引に参加したり、利益を得ることを含む）を剥奪するか否かを決定する。本節のもとに、ある者の輸出する権利を剥奪する措置をとる前に、輸出者支援部部長は、特別な状況がない限り、当該者に対し提議された措置の書面による通告書、及び書面による具申により意見を述べる機会を与える。その返答を調査する際に、OEE[輸出執行部]部長は、これらの権利が剥奪されるべきではないとする関連証拠又は情状酌量証拠を考慮する。最終裁定の直後に、OEE[輸出執行部]部長は、本節のもとに輸出する権利が剥奪されるそれぞれの者に書状で通知する。

(c) 基準

本節の(A)項で示される一以上の法令で以前に有罪判決を受けた者の輸出する権利を剥奪するか否か及び剥奪する期間を決定する際に、OEE[輸出執行部]部長は、関連情報（限定されるものではないが、刑事訴追に関わる違反の重大性、課せられた刑事制裁の種類と期間、及び当事者が是正措置に着手したか否かを含む）を考慮することができる。

(d) 期間

本節のもとでの輸出する権利の剥奪は、剥奪を受ける者の有罪判決日から10年を超えないものとする。

(e) 効果

本節のもとに輸出する権利を剥奪された者は、EAR § 736.2(b)(4)（一般要求事項 4-剥奪命令によって禁止された行為に携わること）及び § 764.2(k)でいうところの“輸出権利剥奪者”とみなされる。

(f) 公表

本節のもとでの輸出する権利の剥奪命令は、発令された時点で官報に公表され、さらに公共での便宜のため、これらの命令についての情報は、BISによりウェブサイト上で維持されている編集資料に掲載することができ、EARの非公式版の付録として、申込みがあれば、政府の印刷局から入手可能とすることができる。

(g) 上訴

本節に基づく措置に対する上訴は、EAR § 756に従う。

(h) 関係者への適用

輸出者支援部部長は、輸出執行部部長との協議において、本節のもとに求められている若しくは発令されている命令を、本章の § 766.23に従って、関連者に適用させる措置をとることができる。

序論

本付則は、産業安全保障局 (BIS) の輸出執行部 (OEE) が輸出管理規則 (EAR) の明白な違反に如何に対応し、そして、とりわけ、BIS が EAR § 764 のもとに民事行政執行事案の調停においてどのように制裁の決定を行うかについて定めるものである。このガイダンスは、EAR § 760—制限的取引慣行又はボイコットのもとの違反に対する執行事案には適用されない。§ 766 付則 2 は、引き続き § 760 の違反を含む民事執行及び行政執行に適用される。

多くの行政執行事案は調停により解決されるので、そのような事案を調停するプロセスは、執行プログラムに必要不可欠である。OEE は、事案の事実及び状況、関連する判例、並びにそれぞれの事案において適切な制裁と抑止効果を成就する OEE の目的に照らして、それぞれの調停の提示について慎重に考慮する。調停交渉において、OEE は、当事者が、これらの事案に対するこのガイダンスの適用、実際に違反が発生したか否か、又は可能性のある告訴に対して確固とした抗弁が有るか否か に関連すると考える情報及びエビデンスを提供することを当事者に奨励し、これらに対しては熟慮する。

このガイダンスは、法廷で事案を争う際に OEE がどのような制裁を要求し、或いは OEE が事案の調停に向けてどのような姿勢をとるかに関して、いかなる権利も与えたり、義務を課すものではない。OEE が他の事案でとった調停の状況にかかわらず、当事者は、OEE からの調停提案又は個々の調停条件に対して権利を有していない。

I 定義

注：EAR § 766.2 に記載されている定義についても参照のこと。

明白な違反とは、1979 年改正の輸出管理法、国際緊急経済権限法、EAR、BIS により管轄若しくは執行されるその他の制定法に加えて、それらにもとづいて発行される大統領令、規則、指令、又は輸出許可の実際の違反又は起こり得る違反に当たる行為をいう。

適用される指定額とは以下を意味する：

1. 価額が 1,000 ドル未満の取引に関しては、1,000 ドル；
2. 価額が 1,000 ドル以上 10,000 ドル未満の取引に関しては、10,000 ドル；
3. 価額が 10,000 ドル以上 25,000 ドル未満の取引に関しては、25,000 ドル；
4. 価額が 25,000 ドル以上 50,000 ドル未満の取引に関しては、50,000 ドル；
5. 価額が 50,000 ドル以上 100,000 ドル未満の取引に関しては、100,000 ドル；
6. 価額が 100,000 ドル以上 170,000 ドル未満の取引に関しては、170,000 ドル；
7. 価額が 170,000 ドル以上の取引に関しては、250,000 ドル。

適用される指定額の定義の注：適用される指定額は、米国法（例えば、2015 年制定の連邦民事制裁金調整法改革法 (Pub. L. 114. 74, sec. 701) に従って調整されるものとする。

取引額は、コマーシャルインボイス、船荷証券、署名された税関申告書、AES の申請又は同様の文書により示される対象取引の米ドル価額をいう。取引価額が確認できない場合、OEE は、取引価額を決定する際に、その取引の対象であった品目の市場価格及び／又はその取引から被告により得られる経済的利益を考慮する場合がある。米国原産品目のリースを含む状況においては、その取引価額は通常、リース価額となる。

本ガイドラインでいうところにおいて、“取引価額”は、必ずしもその用語が 19 CFR 152.103 における輸入価額の目的で用いられるのと同じ意味を持たないし、また、同じ方法では適用されることもない。

自発的な自己開示とは、EAR § 764.5 の要求事項において規定され、その要求事項を満たす明白な違反の OEE への自ら起こす届出である。

II. 明白な違反への対応のタイプ

OEE は数ある責務の中でも、EAR、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可に対して明白な違反の捜査を行う。そのような違反が発生している可能性がある場合、OEE の捜査は、措置なし、警告状又は民事執行手続きに至る場合がある。違反は、刑事訴追のため司法省に付託される場合もある。OEE により起こされる執行措置の種類は、主に違反の内容に左右される。個々の事案の事実及び状況によって、OEE の捜査は以下の一つ以上の措置に至る場合がある。

A. ノーアクション[措置なし]。OEE は、違反が発生したと結論するには十分な証拠がないと裁定した場合、違反が発生しなかったと裁定した場合、及び／又は本ガイドラインの第Ⅲ節で概説されるファクターの分析に基づいて、その行為が行政対応の根拠となるレベルに達していないと結論付けた場合、如何なる措置も講じない。そのような状況において、捜査が自発的な自己開示 (VSD) によって開始された場合、OEE は、何ら行政措置が取られずに捜査が打ち切られていることを示す書状 (ノーアクションレター) を発行する。OEE は、自発的に開示されない事案においても、自己の判断でノーアクションレターを発行する場合がある。OEE によるノーアクション裁定は、明白な違反についての OEE の意向を表すものである (ただし、その後に OEE が同一の又は同様の取引又はその他の関連する事実に関して追加情報を入手した場合を除く)。ノーアクションレターは、違反が発生したか否かについての最終機関の措置ではない。

B. 警告状。違反が発生した可能性があるが、その状況において民事制裁が正当ではないと OEE が裁定し、原因となる行為が他の状況において違反につながらないと確信し、並びに／又は被告が OEE が執行する法令、大統領令、及び規則への順守を保証することにおいて適切な努力を行っていると考えられる場合、OEE は警告状を発行することができる。警告状は、原因となった行為並びに／又は被告の順守に対する方針、実践、及び／若しくは手順についての OEE の懸念を伝達するものとする。警告状は、手続上の内容の明白な違反についても、法律に従う誠意のある努力と調査に対する協力がある場合、又は EAR § 764.5 の要求事項を満たす自発的な自己開示の結果として調査が始められる場合、悪化ファクターがないことを条件に、対象にする場合がある。その決定権の行使において、OEE は特定の場合には、行政執行手続きをとる代わりに、警告状の発行が適切な執行結果を達成すると裁定する場合がある。警告状は、明白な違反について説明し、法令などへの順守を求める。警告状は、明白な違反に対する OEE の執行の対応及び明白な違反についての OEE の意向を表すものである (ただし、その後に OEE が同一の又は同様の明確な違反に関して追加情報を入手した場合を除く)。警告状は、違反が発生したか否かに関する最終機関の決定にはならない。

C. 行政執行事案。OEE は、違反が発生したと裁定した場合、及び本ガイドラインの第Ⅲ節で概説されるファクターの分析に基づいて被告の行為が民事上の罰金又はその他の行政制裁を正当化すると結論付けた場合、OEE は行政執行事案を開始するものとする。EAR § 766.3 のもとでの告訴状の発行により行政執行手続きが始められる。違反が発生したと確信する根拠がある場合、告訴状を発行するものとする。事案は、告訴状の発行前又は発行後に調停される場合がある。EAR § 766.18 を参照のこと。OEE は、実際の告訴状が発行される前に事案が調停される結果になる告訴状案を作成する。EAR § 766.18(a) を参照のこと。告訴状の発行前に事案が調停されず、事案が審判に進む場合、結果として生じる告訴状には告訴状案で主張されたものを超える違反が含まれている可能性があり、民事上の罰金額が本ガイドラインの第Ⅳ節で規定されるよりも高くなる可能性がある。告訴状の発行前に調停された事案に対する民事上の罰金額は、本ガイドラインの第Ⅳ節で論ぜられるところにより決定される。民事上の罰金は、それぞれの違反に対して査定されるものとする。上記の違反ごとの罰金の最高額は、1990 年制定の連邦民事制裁金調整法 (28 U.S.C. 2461) (15 CFR 6.4 で成文化されている) に基づく調整を条件として、§ 764.3(a)(1) で規定されている。OEE は、被告に告訴状に応じる機会を与える。EAR § 766 に基づく執行手続きの開始後の告訴状への応答は、EAR § 766.3 で定められる。

D. 民事上の罰金。OEE が違反が発生したと裁定した場合、及び本ガイドラインの第Ⅲ節で概説されるファクターの分析に基づいて、被告の行為が罰金を正当化すると結論付けた場合、OEE は民事上の罰金を求刑する

ことができる。本ガイドラインの第IV節は、民事上の罰金額を決定する際に、当該機関の決定権の行使をガイドする。

E. 犯罪調査照会。適切な状況において、OEE は、刑事訴追のため法務省に当該事件を照会する。刑事訴追のため照会された明白な違反は、民事上の罰金及び／又はその他の行政処罰若しくは BIS による措置の対象となる可能性もある。

F. その他の行政処罰又は行政措置。その他の行政措置に加えて或いはその他の行政措置の代わりに、OEE は EAR § 764.3 でリストされる措置を求める場合がある。BIS は、明白な違反に応じて、数ある中でも以下の行政措置をとることもある。

輸出許可の修正、停止又は取消し。輸出許可又は許可例外に基づいて取引に従事することに対する BIS の認可は、EAR § 740.2(b) 及び § 750.8 で規定するところにより、明白な違反に応じて修正されたり、停止されたり、取り消されるものとする。

輸出する権利の剥奪。被告の輸出を行う権利を剥奪する命令は、EAR § 764.3(a)(2) で規定するところにより発令される場合がある。上記の剥奪は、EAR § 764 付則 1 の剥奪命令の標準条件で提示されるところによりすべての輸出を行う権利に拡大適用される場合がある、或いは範囲をより狭める場合がある（例えば、指定される品目の輸出、又は指定される仕向地若しくは顧客輸出への輸出の制限）。また、剥奪命令は、§ 766.18(c) に従って全面的又は部分的に停止される場合がある。

業務からの排除。EAR § 764.3(a)(3) のもとに、BIS に持ち出される事柄の中で、代理権において行動する弁護士、会計士、コンサルタント、運送取扱人又はその他の者は、BIS に持ち出される業務から排除される場合がある。

訓練及び監査の要求事項。適切な場合において、OEE は、調停契約の一部として、被告がそのコンプライアンスプログラムの一部として従業員訓練を提供すること、その他の順守手段を採用すること、及び／又は資格のある部外者による内部監査若しくは独立した監査を受けることを要求する場合がある。これらの場合において、停止額が上記の要求事項を順守するのに適用されている場合、OEE は、罰金額の一部又はすべてを停止したり延期することができる。

G. 停止又は延期。適切な場合において、民事上の罰金の支払いは、調停契約及び命令に基づいて試行期間の間に停止されたり、延期される場合がある。調停契約又は命令の条件が被告により厳守されない場合、停止又は延期は取り消され、罰金の全額が課せられる場合がある。EAR § 764.3(a)(1)(iii) を参照のこと。停止又は延期が妥当かどうかを決定する際に、OEE は、例えば、被告が、そのような違反に妥当であろう罰金を支払うための限られた能力をはっきりと表明しているかどうか、その結果、停止又は延期された支払いが十分な抑止価値を持つことが期待できるか否か、並びに、すべての状況に照らして、そのような停止又は延期が、同様の違反を犯した他の当事者に対する制裁の影響に整合した制裁の財政的な影響を与えるのに必要であるか否かについて考慮するものとする。OEE は、民事制裁を停止又は延期するか否かを裁定する際に、被告が調停契約及び命令に基づいて必要とされる可能性がある監査、順守、又は訓練を行うのに停止又は延期された資金の一部又は全部を利用するか否かについても考慮するものとする。

III. 行政制裁に影響を及ぼすファクター

多くの明白な違反は、一度限り発生したものであるか、善意の（法律を知らないことによる）誤解の結果であるか、或いは単純な過失や不注意しか関与していない。そのような場合において、その事件は、悪化のファクターの存在がなければ、しばしばノーアクション裁定レター又は（必要とみなされる場合には）警告状で対処されるものとする。行政処分を課すことが、一般的な事件として適切とみなされる場合、OEE は、行政事案における適切な制裁（そのような制裁が求められ、調停契約及び命令の一部として課せられる民事上の罰金の適正額を含む）を裁定する際に、以下のファクターの一部又はすべてを考慮する。これらのファクターは、

OEE の経験で、調停された事案で処罰の裁定に共通的に関連する状況を記載している。もっぱら悪化させるとみなされるファクター（例えば、故意）又はもっぱら緩和させるとみなされるファクター（例えば、是正手段が講じられた状況）は、以下に示される：本ガイダンスは、緩和とも悪化ともなり得る一般的なファクター（例えば、明白な違反が発生した時点での内部コンプライアンスプログラムの存在又は欠如）についても特定している。当該機関の判断で、その他の関連するファクターについても考慮される場合がある。

EAR のいくつかの違反が、犯罪の構成要素として幾分かの認識又は意図を持っているとき、OEE は、EAR のいずれかの条項の違反について、その事案の事実及び状況がその結論を裏付ける場合、承知の上での違反又は故意の違反とみなすものとする。例えば、企業体が経営陣のレベルで知識を有しているエビデンスは、より高い制裁が適切である可能性があることを意味する可能性がある。OEE は、EAR § 4732 付則 3 に従って、違反が発生しそうであったことを被告に知らせるべきレッドフラグの存在についても考慮する。本ガイドラインで特定される悪化ファクターは、§ 764.2(e) 又は § 772.1 の“knowledge”[認識]の定義、又は EAR § 764 及び § 772 のその他の条項に変更を加えたり、改正するものではない。その違反が罰金単独では不十分な制裁になるような内容と程度である場合、将来的な EAR 違反を防ぐために、剥奪又は排除命令についても課される場合がある。

悪化ファクター

A. 法律の故意の違反又は無頓着な違反。OEE は、法律違反、法律違反の未遂、法律違反の共謀、又は法律違反を引き起こすことにおける被告の明白な故意性若しくは無頓着さについて考慮する。通常、問題となっている行為が故意による行為（法律違反、法律違反の未遂、法律違反の共謀、又は法律違反を引き起こす計画的な意図）の結果であるように思われる場合において、OEE の執行対応はより強力なものとなる。明白な故意性又は無頓着さを評価する際に OEE が考慮する可能性があるファクターには以下のファクターがある：

1. 故意性。問題となっている行為は、そのような行動が米国の違反になるとの認識をもって行動をとる決定を行った結果であったか？被告は、その行為の時点で米国の違反に当たるか当たる可能性があることを知っていたか？

2. 無頓着さ／重大な過失。被告は、米国の法的要求事項への順守に関して、又はその反対に明白な違反につながる行為を避けるうえで最小限の注意若しくは配慮を行っていないことに関して無頓着な過失又は重大な過失を示したか？行為又は不作為が明白な違反につながることを被告に知らせるべきであった警告のサインがあったか？

3. 隠蔽。明白な違反について、OEE、連邦政府、州政府、若しくは外国の取締官、又はその行為に関与する他の当事者の判断を誤らせるために、その行為を隠蔽するか、故意に惑わせるための被告による意図的な試みがあったか？

注：OEE に対して明白な違反を自発的に開示しないこと自体は隠蔽には当たらない。

4. 行為のパターン。その明白な違反は、その行動パターン若しくは行動の慣行に当たるか又は行動パターン若しくは行動の慣行の結果であったか、或いは相対的に関連のない例外的な性質のものであったか？告訴をするかどうか、そして、一旦告訴されたなら、悪質として取り扱うかどうかを裁定する際に、OEE は、単一の不注意による過失から複数の再発される違反（例えば、誤った番号分類等）が生じる特定の状況に気を配る。しかし、行政法裁判官に告訴状を提出する前に調停を行う事案に対しては、OEE は、通常、取引について最も重大な違反のみを告訴する。OEE が告訴状案を発行し、その後互いに合意できる調停が成立できないため、告訴状を行政法裁判官に提出した場合、OEE は、提出された事実に基づいて告訴状の中のすべての有効な容疑を訴える OEE の権限を保持し続ける。処罰を裁定する際に、それぞれの違反は告訴できる可能性を持っている。

5. 事前の通告。問題となっている行為、又は同様の行為が米国の違反に当たることについて、被告は、通告されたか、或いは適度に通告されるべきであったか？

6. 経営者の関与。事業者の事案において、その組織内のどのレベルが故意の若しくは無頓着な行為を発生させたか？監督者レベル又は経営者レベルの幹部が故意の若しくは無頓着な行為について認識しているか、又は彼らが適度に認識されるべきであったか？

B. 問題になっている行為についての認識。明白な違反を引き起こす行為についての被告の認識。明らかな違反に当たる行為についての被告の現実認識、又はそれらの行為についての知り得る根拠が高いほど、OEEの執行対応は強くなる。会社の場合には、認識は、問題となっているビジネスユニットの監督者レベル又は経営者レベルの幹部に加えて、その他の上級役員及び上級管理職に焦点が当てられる。問題となっている行為についての被告の認識を評価する際にOEEが考慮する可能性があるファクターには以下のファクターがある：

1. 現実認識。被告は明白な違反を引き起こす行為が実行される現実認識を有しており、そのような行為を故意に目隠しをしたままにし、それに対処する是正手段をとっていないか？その行為は、そのような現実認識を被告が持つことを妨げたり、隠蔽する意図をもって策定若しくは実施されたビジネスプロセス、事業体制若しくは事業の取極めの一部であったか、或いは被告が現実認識を有することを結果的に困難にするか不可能にするその他の正当な理由で実施されるビジネスプロセス、事業体制若しくは事業の取極めの一部であったか？

2. 知り得る根拠。被告がその行為が実行された現実認識を有していなかった場合、被告は知り得る根拠を有していたか、或いは被告は容易に入手できるすべての情報に基づいて若しくは適切で十分な配慮の行使によって、その行為が実行されるか実行される可能性があることを適度に知っているべきであったか？

3. 経営者の関与。事業者の事案において、その行為は経営陣の明白な若しくは暗黙の認識をもって着手されたか、或いはその行為は経営陣の認識の範囲外である従業員によって着手されたか？明白な違反が経営陣の知らない間に着手された場合、それらは違反を検知し防止する意図をもった不注意であったか、或いは経営陣の認識の欠如は、適用される規則及び法律を順守するその責務に対する軽視の結果として生じたものであるか？

C. 規制プログラムの目的に対する有害事象。明白な違反を引き起こす行為により生じる規制プログラムの目的に対する現実的又は潜在的な有害事象。このファクターは、問題となっている仕向地への当該品目を規制している理由のようなファクターからみて、その問題となっている行為が目的又は効果において、米国の輸出規制システムにより守られる国家安全保障、外交政策又はその他の重要な国益に実質的に関係する場合に存在する。その品目の機微度；その品目に対する禁止事項又は制限事項；並びにその取引に関する輸出許可方針（例えば、承認又は拒否の見込み）。OEEは、自らの裁定を行う際に、自己の裁量で米国の他の機関又は他国の輸出許可執行当局と協議を行うことができる。OEEが規制プログラムの目的に対する有害事象を評価する際に考慮する可能性があるファクターには次のファクターがある：

1. 米国の国家安全保障への影響。明白な違反が米国の国家安全保障に与えた影響又は潜在的に与えた可能性がある影響。例えば、特定の輸出が米国の軍事優位性を揺るがしたり、米国若しくは友好国の軍隊を危険にさらしたり、米国の国益に反する軍事用途で使用される可能性があった場合、OEEは、その明白な違反の影響を重大であるとみなす。

2. 米国の外交政策への影響。明白な違反が米国の外交政策の目的に与えた影響又は潜在的に与えた可能性がある影響。例えば、特定の輸出が、外国の政権により、言論の自由を抑圧したり意見を異にする人々を迫害するためにその集団の通信を監視するのに使用されるか使用される可能性がある場合、OEEは、その明白な違反の影響を重大であるとみなす。

一般的なファクター

D. 個別の特性。被告の特定の状況及び特性。OEEが個別の特性を評価する際に考慮する可能性があるファクターには次のファクターがある：

1. 商業上の高度な知識。被告の商業上の高度な知識及び商業経験。被告は個人又は事業者か？個人である場合、明白な違反に当たる行為は個人的又はビジネス上の理由によるものであったか？

2. 事業の規模及び高度な知識。そのような情報が入手でき関連する場合における被告の事業活動の規模。違反の時点で被告は過去の輸出経験を持っていたか、また、被告は輸出業務及び輸出要件について熟知していたか？中小企業規制執行公正法でいうところの中小企業又は組織としての被告の資格であって、中小企業庁の適用される基準への参照により決定される資格についても考慮されるものとする。

3. 取引量及び取引価額。年間ベースで被告により行われる取引の合計数量及び合計価額（すべての取引の合計数量及び合計価額と比較した明確な違反の数量及び価額に着目したもの）。輸出の数量及び／又は価額は、その違反に対する妥当な処罰としての役割を果たすため若しくは将来的な違反を抑止するため、又はより少ない数量若しくは価額の輸出に関係する別途類似する違反に対する処罰とその処罰とを釣合のとれたものにするためにより強い処罰が必要なほど、高額であるか？

4. 規制履歴。被告の規制履歴（OEE が発令した過去の処罰、警告状。又はその他の行政措置（調停を含む）を含む（EAR § 760 に基づく反ポイコット事項に関するものを除く）。OEE は、通常、明白な違反を引き起こす取引の日より 5 年前までの間の被告の規制履歴のみを考慮する。取得企業が、取得された事業により違反を引き起こした行為を、明るみにだし、是正し、かつ、取得する前に OEE に対して自発的に開示するか、自発的な自己開示を生じさせる適切な手段を講じる場合、OEE は、取得企業による他の違反を調停する際のこれらのファクターを適用する際に、通常はそのような違反を考慮に入れない。

5. 輸出に関連するその他の違法行為。その取引は、その他の違法行為（例えば、麻薬の密輸活動の一部としての火器の輸出）をサポートするものか、又はマネーロンダリングをサポートする違法行為か？

6. 刑事上の有罪判決。被告は輸出関連の刑事罰の有罪判決を下されているか？

注：有効な執行に必要な場合、被告のオーナー、管理者、役員、協力者、又はその他の関係者の輸出関連の違反における過去の関与は、これらの基準が当てはまるか否かを裁定する際に被告に負わせる場合がある。

E. コンプライアンスプログラム。明白な違反の時点における被告のリスクに基づいた BIS のコンプライアンスプログラムの存在、内容及び適切性。OEE は、被告が BIS の輸出管理システム（EMS）ガイドラインで示される原則に対する順守度を考慮する。EMC ガイドラインについての情報は、BIS のウェブサイト（www.bis.doc.gov）でアクセスすることができる。この文脈において、OEE は、被告の輸出コンプライアンスプログラムが問題を発見したか、それにより将来的な違反を防止しているか、そして、被告が違反によって引き起こされる順法上の懸念事項に対処する手順（VSD（自発的な自己開示）の提出及び有効であると合理的に判断される違反の再発を防止する手段を含む）を取ったか否かについても考慮する。

緩和ファクター

F. 是正対応。明白な違反に対応して講じられた被告の是正措置。OEE が是正対応を評価する際に考慮する場合があるファクターには次のファクターがある：

1. 明白な違反の学習を受けて被告により講じられた手段。被告はただちに問題となっている行為を中止したか？被告は自発的な自主的開示を提出することに着手したか？

2. 事業者の場合、明白な違反に関連する問題を解決するためにその後に行ったプロセス。被告は明白な違反の原因及び範囲を確認するために必要な情報を十分にかつ迅速に見つけ出したか？上級経営者は報告を十分に受けたか？もし報告されたなら、いつの時点であったか？

3. 事業者の事案においては、同様の明白な違反の発生を防止するための新規でより有効な内部管理及び手

続きを採択したか否か。事業者が明白な違反の時点で適切な BIS のコンプライアンスプログラムを有していなかった場合、その明白な違反が発覚次第それを実施したか？BIS のコンプライアンスプログラムを有していた場合、同様の違反の再発を防止するためのプログラムを強化する適切な手順を講じたか？その事業者は、明白な違反に対して責任を持つ個人及び／又は管理者に、将来において同様の違反が発生しないことを確実なものとするため、追加的な訓練を与えたか、さらに／又はその他の適切な措置を講じたか？

4. 適用できる場合、被告はその他の可能性がある違反を確認するため、徹底的なレビューを行ったか否か。

G. OEE との特別な協力。ファクターF で示される措置の他に、被告の OEE との協力の内容と範囲。OEE が特別な協力を評価する際に考慮する可能性があるファクターには次のファクターがある：

1. 被告は、OEE に問題となっている明白な違反に関するすべての関連情報（該当する場合、国外の記録を含む）をタイムリーに、包括的かつ迅速に提供したか（自発的な自己開示であるか否かを問わない）？

2. 被告は、同じ行為の経過により生じた他の明白な違反に関する関連情報を調査し、OEE に開示したか？

3. 被告は、EAR に違反した可能性がある他の者についての OEE の他の調査に実質的な助力を提供したか？

4. 被告は、以前、米国の輸出管理規則を支援して連邦法執行当局に情報（例えば、他の当事者に対して執行措置につながる情報の提供）を提供する実質的で自主的な努力を行ったか？

5. 被告は、OEE より求められた場合（特に明白な違反がただちに開示されなかったか OEE により発見された状況において、複雑な事案において、及び被告が OEE からの情報要求に応じるために時間的猶予を請求し与えられた事案において）、法律の時効停止同意書を締結したか？

その場合は、被告の時効停止同意書の締結は、緩和ファクターとみなされる。

注：被告が時効停止同意書の締結を拒否した場合、被告の協力を評価する際又はガイドラインに基づいて別途評価する際に、OEE は悪化ファクターとはみなさない。

H. 輸出許可は承認される可能性があった。輸出許可申請書は、もしそれが求められたなら、その取引に対して承認される可能性があったか？その輸出は許可例外が適格であったか？EAR のいくつかの輸出許可要求事項欄は、輸出許可方針（すなわち、輸出許可申請書が評価される許可方針の記述（例えば、拒絶の一般推定又はケースバイケースで審査）についても示している。OEE は、その仕向地への特定の品目の輸出許可の履歴及びその品目又は最終需要者が輸出拒絶の履歴を持っているかどうかについても考慮する。

ケースバイケースで考慮されるその他の関連ファクター

I. 関連する違反。単一の輸出取引は、しばしば複数の違反を引き起こす可能性がある。例えば、輸出者が商務省規制品リストで品目を不注意で間違えて分類した輸出者は、その誤りの結果として、必要とする輸出許可なしに品目を輸出し、さらに、適用される輸出規制分類番号（ECCN）を誤って申告し、あわせてその輸出が“NLR”（輸出許可不要）の指定が適格として誤って特定するか、適用できない許可例外を引用して、電子輸出情報（EEI）を自動輸出システム（AES）に提出する。その際、輸出者は三つの違反を犯している：1 件の違反（無許可の輸出についての EAR § 764.2(a) の違反）及び 2 件の違反（AES での EEI 申告の 2 箇所の虚偽の記載についての EAR § 764.2(g) の違反）。OEE は、同じ原因となる間違い又は漏れが生じたのか否か、そしてそれらが結果として区別できる危害若しくは異なる危害になったのか否かについて考慮する。OEE は、単一の輸出に対して複数の違反を告訴しないし、そのような複数の違反の存在をそれ自体として悪化ファクターとはみなさない。別々の違反を告訴し、他の点では同様な状況において関連しない違反に対して妥当な制裁よりも少ない制裁で事案を調停するか、より少ない違反を告訴し、その告訴の決定に従って調停を求めるかは、OEE の裁量権の範囲にある。OEE は、通常、不注意による混合された事務的な誤りについては、起訴すべきかを決定する

際に、また、事案が甚大であるか否かを決定する際に、関連したものであって、別々の違反とはみなさない。

J. 複数の関連のない違反。複数の関連のない違反を含む事案においては、OEE は、OEE が他の状況において一般的に求めるよりも高額な罰金及び／又は輸出の権利の剥奪を求める可能性が高い。例えば、繰り返される無許可の輸出については、たとえ同様の状況において同じ品目の同じ仕向地への単一の輸出が民事上の罰金だけを正当化できる場合でも、剥奪命令が正当化される場合がある。OEE は、複数の違反は重大な順法問題であり、結果として将来的な違反のより重大なリスクにつながるため、このアプローチをとっている。OEE は、個々の事案において複数の違反が剥奪命令を正当化するか否かを決定する際に、被告が順法上の懸念事項に対処するための有効な処置をとっているか否かを考慮するものとする。

K. その他の執行措置。明白な違反又は同様の明白な違反に対して連邦機関、州機関、又は地方機関により被告に講じられたその他の執行措置 (BIS の規則の嫌疑のかかっている違反の調停が、他の連邦機関、州機関、又は地方機関との包括的調停の一部であるか否かを含む)。EAR のもとでの行政執行事案が、関連する刑事告訴又は民事告訴を引き起こす行為を含む場合、OEE は EAR § 766 のもとでいかなる行政制裁が妥当かを決定する際に、関連する違反、及びこれらの解決を考慮に入れるものとする。刑事上の有罪判決は重大であって、故意の違法行為及び有効な行政制裁がなければ結果的に将来の違反の高いリスクを示すものである。しかし、有罪答弁の記載事項は、被告が EAR の順守責任を受け入れ、今後においてそうすることに十分に気を付けることの標示でありえる。被告が実質的な刑事制裁を受けることが妥当な事件においては、OEE は、刑事制裁がない場合に妥当な行政制裁よりも、より小さい行政制裁により、十分な抑止目的を達成できることを認める場合がある。逆に、被告が刑事制裁を受けないところの、それ以外では同様の事案において、OEE は、より大きい行政制裁を求める場合がある。関連する刑事上又は民事上の処分の存在は、その他の点では同様と思われる民事制裁の事案の中で、調停を区別する場合がある。その結果、民事制裁の調停における考慮のために示されるファクターは、民事上及び刑事上双方の事案又は複数の民事事案の“包括的調停”の状況とは、多くの場合、違った形で適用され、さらに、それ故に将来の事案 (特に包括的調停を含まない事案) の先例としての有用性が限られたものになる可能性がある。

L. 将来のコンプライアンス／抑止効果。行政執行措置が、被告及び同様の当事者、特に同じ業種の当事者による規則の将来的な順守の推進に対して持つ可能性がある影響。

M. OEE が関連するとみなすその他のファクター。ケースバイケースで、適切な執行対応及び／又は民事上の罰金額を裁定する際に、OEE は、その執行対応が違反の内容に釣り合ったものであることを確保するため、その状況全体を考慮する。

IV. 民事制裁

A. 調停においていかなる制裁が適切であるかの裁定

OEE は、行政事案における適切な 1 件又は複数の制裁 (そのような制裁が求められ課せられる適切な民事上の罰金額を含む) を裁定する際に、明白な違反を取り巻く事実及び状況を審査し、上記の第Ⅲ節における行政制裁に影響するファクターを適用する。告訴の開始後に至った調停に対する処罰は、通常、本ガイドラインで規定されるものより高額になる。

B. 民事制裁の金額

1. 事案が甚大であるか否かの裁定。民事上の罰金が適切であるとみなされるそれらの事案において、OEE は、事案が基本的な罰金額の計算の目的において“甚大である”とみなされるかどうかについて裁定を行う。事案が甚大であると裁定される場合、OEE は、また、下記の IV. B. 2. a. iii 項及び iv 項で規定される基礎罰金額の範囲において適切な基礎罰金額についても裁定する。これらの裁定は、適用されるファクターの分析を基にする。これらの裁定を行う際に、通常、ファクター A (“故意的又は無頓着な法律違反”)、B (“問題となっている行為についての認識”)、C (“規制プログラムの目的に対する有害事象”)、及び D (“個別の特性”) をかなり

重視する（特に A、B、及び C に重点をく）。事案は、適用されるファクターの分析（ファクター A、B、及び C に焦点を合わせた分析）が、強い執行対応を与える特に重大な法律違反を示している場合、“甚大な事案”とみなされる。事案が“甚大である”とする OEE による裁定は、輸出執行担当の商務次官補の同意を得なければならない。

2. 甚大な事案と甚大ではない事案における罰金額。民事上の罰金額は、基礎罰金額又は罰金額のいずれも適用される法定最高額を超えないことを除いて、通常、以下の通り計算されるものとする：

a. 基本的なカテゴリーの計算と自発的な自己開示

i. 甚大でない事案において、明白な違反が自発的な自己開示により開示される場合、基礎罰金額は取引価額の 1/2（最高基礎罰金額の上限は違反当たり 125,000 ドル）とする。

ii. 甚大ではない事案において、明白な違反が自発的な自己開示以外の手段により OEE の知るところとなる場合、基礎罰金額は、上記で定義される“適用される指定額”（最高基礎罰金額の上限は違反当たり 250,000 ドル）とする。

iii. 甚大な事案において、明白な違反が自発的な自己開示により揭示される場合、基礎罰金額は、その違反に適用される法定最高罰金額の 1/2 以下とする。

iv. 甚大な事案において、明白な違反が自発的な自己開示以外の手段により OEE の知るところとなる場合、その違反に適用される法定最高罰金額以下とする。

以下のマトリックスは、違反の各カテゴリーに対する民事上の罰金額の基礎罰金額を表す。

基礎罰金額マトリックス

自発的な開示？	甚大な事案？	
	NO	YES
YES	(1) 取引価額の 1/2（1 件の違反当たりの上限額は 125,000 ドル）	(3) 適用される法定最高額の 1/2 以下
NO	(2) 適用される指定額（1 件の違反当たりの上限額は 250,000 ドル）	(4) 適用される法定最高額以下

IV. B. 2 項の注：IV. B. 2. a. i 及び . ii 並びに基礎罰金額マトリックスに記載されるドル価額は、米国法（例えば、2015 年制定の連邦民事制裁金調整法改革法 (Pub. L. 114. 74, sec. 701) に従って調整されるものとする。

b. 適用される関連ファクターに対する調整。

甚大でない事案において、民事上の罰金額の基礎罰金額は、本ガイドラインの第 III 節で示される行政措置に対して適用されるファクターを反映するために調整されるものとする。甚大な事案において、民事上の罰金額の基礎罰金額は、本ガイドラインの第 III 節で示される行政措置に対して適用されるファクターに基づいて設定される。ファクターは、それが悪化又は緩和のいずれであるかによって、或いは別途、目の前にある状況に関連して、より低い罰金額になったり、より高い罰金額になったりする。緩和ファクターは罰金額のより大きい縮減のために組み合わせることができるが、VSD（自発的自開示）の事案で、特定の甚大ではない事案を条件として最大限の停止が可能な場合を除いて、通常、基礎罰金額の 75% を超えない。この制限を条件として、

一般的に、次の緩和ファクターが存在するこれらの事案において、OEE は、次のようなやり方で基礎罰金額を調整する。

緩和ファクターG で示される OEE への特別な協力に関わる事案であって、EAR § 764.5 で定義される自発的な自己開示のない事案において、基礎罰金額は、通常、25%から 40%の間で縮減される。自発的な自己開示に関わる案件における特別な協力は、これ以上の緩和ファクターとしてさらに考慮される可能性がある。

被告の最初の違反に関わる事案において、基礎罰金額は、通常、最大 25%まで縮減される。被告が明白な違反を引き起こす取引の日の5年前までの間に輸出関連で刑事罰の有罪判決を受けていないか、BIS の最終命令を受けていない場合、明白な違反は、通常、“最初の違反”とみなされる。単一の告訴状で扱われる実質的に同様の一連の明白な違反は、この副節でいうところにおいて単一の違反とみなされる。過去5年間における告訴状が、問題となっている明白な違反とは実質的に異なる内容の行為に関連した事案において、OEE は、問題となっている明白な違反を“最初の違反”とみなす。過去5年間の間に発行された告訴状は、“最初の違反”の緩和に対する適格性を裁定する目的における判断のファクターとはならない。取得企業が、取得された事業により違反を引き起こした行為を、明るみにだし、是正し、かつ、取得する前に OEE に対して開示するか、開示させるようにする場合、OEE は、通常、取得企業による他の違反を調停する際にそのような違反を考慮に入れない。

iii. 許可例外が適用できる取引又はもしそれが求められたなら、輸出許可が承認される可能性がある取引に関連する告訴に関わる緩和ファクターH で示される事案において、基礎罰金額は、通常、25%まで縮減される。

すべての事案において、罰金額は適用される法定最高額を超えない。同様に緩和ファクターが罰金額のより大きい縮減のために組み合わせることができるが、緩和は、VSD（自発的自開示）の事案で、特定の甚大ではない事案であることを条件として最大限の停止が可能な場合を除いて、通常、基礎罰金額の 75%を超えない。

C. 調停手続き

行政執行事案の調停に関する手続きについては、EAR § 766.18 で示される。

§ 766 付則 2

反ボイコット事項に関連する行政執行事案の調停における告発と制裁決定のガイダンス

(a) 序論

(1) 適用範囲

本付則は、EAR § 760 (“制限的取引慣行又はボイコット”) の違反及び § 762 (記録保管の要求事項が § 760 に関係する場合の“記録保管”) (本付則では、共に“反ボイコット条項”と呼ぶ) の違反に対して、反ボイコット順守局 (OAC) がどのように対応するかについて定める。また、EAR § 764 及び § 766 のもとに提起される行政執行事案 (反ボイコット条項違反を含む) の調停において、BIS がいかに制裁を決定するかについても定める。本付則は、EAR の他の条項の違反に対する執行事案については適用しない。

(2) 調停に関する方針

多くの行政執行事案は調停を通して解決されるので、そのような事案を調停するプロセスが執行プログラムに必要不可欠である。BIS は、事案の事実と状況、関連性のある判例並びに各事案において妥当なレベルの制裁と抑止効果を達成する BIS の目的に照らして、それぞれの調停提案を慎重に検討する。調停の交渉において、BIS は、当事者がこれらの事案に対して、このガイダンスの適用に関連があると考える情報及び証拠書類を当事者が提供し、違反が実際に発生しているか否かに対して、及び、可能性のある告訴に対し抗弁を有しているか否かに対して、真剣な考慮を払うことを奨励する。

(3) 制限

BIS の政策及び実践は、事実並びに緩和と悪化ファクターの組合せが各事案において異なることを考慮に入れて、同様の状態にある事案を同様に取り扱うことである。しかし、このガイダンスは、BIS が事案を調停又は訴訟を進める際に、どのような姿勢又は制裁を求めるかに関する権利を与えたり義務を課すものではない。BIS が他の事案で講じた調停の姿勢に関係なく、当事者は、BIS からの調停提案又は個々の調停の条件を要求する権利は有していない。

(b) 違反への対応

BIS 内部の OAC が、1979 年改正の輸出管理法の § 8 (“外国のボイコット”)、EAR の反ボイコット条項、又はこれらに関連する指令若しくは認可の可能性のある違反を取り調べる。そのような違反が起こったと BIS が確信する根拠を有している場合、BIS は警告状を発行するか、行政施行手続きを開始するものとする。違反は、また、刑事上の訴追のため司法省に付託されるものとする。

(1) 警告状の発行

警告状は、違反が発生したという BIS の確信を表すものである。その裁量権を行使する際に、BIS は、特定の事例において、行政施行手続きを進める代わりに、警告状の発行が適切な執行目標を果たすと決定する場合がある。警告状は、十分に違反を説明するものになる。

(i) BIS は、以下に該当する場合、警告状を発行する：

(A) EAR § 764. 8 の要求事項を満たしている自発的な自己開示の結果として取り調べを開始した場合；或いは

(B) 当事者が、以前に反ボイコット条項の違反を犯していなかった場合。

(ii) BIS は、警告状を発行するか、執行手続きを開始するかを決定する際に、本付則の (d) (2) 項で規定されるカテゴリーの違反についても考慮するものとする。カテゴリー C で対象とする違反 (ボイコット要請を受けたことの報告の不履行又は遅れ) では、執行手続きの開始よりも警告状を正当化する場合がある。

(iii) BIS は、入手可能な情報に基づいて、違反が起こっていなかったとの結論を下す場合、警告状を発行しない。

(iv) BIS は、更なる証拠書類を受け取らなければならない場合、或いは、その取り調べの過程を通して以前に BIS に提供された情報が正しくないことが明白な場合、事案の取り調べを再開するものとする。

(2) 行政執行事案の遂行

本章の § 766. 3 に基づく告訴状の発行により行政手続きが開始される。

- (i) 告訴状は、違反が起こったと確信する根拠がある場合に発行するものとする。告訴状が発行される前後に事案は調停される場合がある。本章の § 766. 18 を参照のこと。
- (ii) 法律によってそうすることが義務付けられていない場合であっても、BIS は、BIS が発生したと確信する根拠を持っていること、及び当該違反が告訴されることを BIS がいかに求めているかを、違反の当事者に通知するため、当事者に起訴状を送付するものとする。起訴状の発行は、公式の執行手続きを開始する前に、事案の調停を考慮する機会を当事者及び BIS に与える。

(3) 刑事訴追のための付託

該当する事案において、BIS は、行政執行措置の遂行に加えて、刑事訴追のため事案を司法省に付託することができる。

(c) 行政制裁の種類

行政執行事案は、一般的に 3 つの行政制裁のうちの 1 つ以上を含む条件で調停される：

- (1) 罰金は、EAR § 764. 3(a) (1) で規定される場所により、それぞれの違反に対して算定されるものとする。
(c) (1) 項の注： この制裁の最高額は、1990 年制定の連邦民事制裁調整法 (28 U. S. C. 2461, note (2000)) (15 CFR 6. 4 で成文化されている) に基づく調停の対象となる。2006 年 3 月 9 日以前に発生した違反については、1 件当たりの罰金最高額は 11, 000 ドルである。2006 年 3 月 9 日以降に発生した違反については、1 件当たりの罰金最高額は 50, 000 ドルである。
- (2) EAR における当事者の輸出権利の拒絶命令が、EAR § 764. 3(a) (2) のもとに発令される場合がある；又は
- (3) EAR § 764. 3(a) (3) のもとでの業務からの排除。

(d) 調停において、いかなる制裁が適切かを BIS はいかに決定するか

(1) 一般的なファクター

BIS は、それぞれの調停において、いかなる行政制裁が適切かを決定する際に、次の一般的なファクターに注視する。

(i) 重大さの程度

EAR の反ボイコット条項に違反するためには、米国人は関連する米国の法律及び規則についての実際の“認識”又は知り得る根拠（この用語は EAR § 772. 1 で定義されている）を有していることを必要としない。一般的に、故意の違反を含まない事案においては、BIS は、（その事案が警告状で解決されない限り）民事制裁の支払いによる調停を求める。しかし、故意の違反（ボイコット条項に対する意図的な無関心）又はその他のこのような重大な違反（例えば、ボイコットのアンケートに答えて禁止された情報を提供することが EAR に違反することを知らながら行うこと）を含む事案においては、当該違反が特に甚大だと BIS が考えるが故に、BIS は輸出権利の剥奪又は業務からの排除及び／又はより重い罰金を求める可能性が高い。

(ii) 違反のカテゴリー

本付則の (a) (1) 項で定める行為に関連して、BIS は EAR の反ボイコット条項のもとに 3 つのカテゴリーの違反を認知している。（記録保管以外のそれぞれの違反の事例については、EAR § 760. 2、§ 760. 4 及び § 760. 5 を参照のこと）。これらのカテゴリーは、一般的に最も厳しい制裁（最高額の罰金、権利の剥奪及び／又は排除命令に至るまでの制裁を含む）を正当化するカテゴリー A の違反との相対的な重大さを反映している。この制裁ガイドラインの通告の中でこれらのカテゴリーを規定することを通して、BIS は、多様な違反の重大さをいかにみているかの一般的な理解を当事者に与えることを期待している。しかし、このガイダンスは、BIS が事案の具体的な事実の調査に基づいていかなる制裁を課することができるかの権利を与えたり、義務を課すものではない。

(A) カテゴリー A の違反及びこれらの要素を示す EAR の節：

- (1) 人種、宗教、性又は国籍を基に米国人を差別すること— § 760. 2(b) ；
- (2) ビジネスを行なうことを拒絶するか、ビジネスを行なうことを拒絶することに同意すること— § 760. 2(a) ；
- (3) 米国人の人種、宗教、性又は国籍の情報を提供すること（これに限るものではないが、ボイコットアンケートに関連して従業員の宗教についての情報を提供することを含む）— §

760.2(c) ;

(4) § 760の規定をかいくぐること— § 760.4 ;

(5) 被ボイコット国又はブラックリスト掲載者とのビジネス関係に関する情報を提供すること— § 760.2(d) ; 並びに

(6) 信用状の履行— § 760.2(f)

(B) カテゴリーBの違反及びこれらの要素を示すEARの節 :

(1) 被ボイコット国を支援する慈善組織又は友愛組織との関連についての情報を提供すること— § 760.2(e) ; 並びに

(2) 記録保管要求事項に違反すること— § 762

(C) カテゴリーCの違反及びこれらの要素を示すEARの節 :

ボイコットの要求を受けたことをタイムリーに報告することの不履行— § 760.5。

(iii) 関連取引に起因する違反

しばしば、単一の取引で複数の違反を引き起こす場合がある。事実及び状況に従い、BISは、それぞれの違反に対してより軽い或いはより重い制裁を課すことを選択するものとする。その裁量権を行使する際に、一般的にBISは、違反が反ボイコット条項の要求事項の意図的な無関心から生じたかどうか；同じ根底にあるミス又は怠慢から生じたかどうか；並びに、これらの結果として見分けができる危害若しくは単独の危害が生じたかどうかのようなファクターに注視する。以下に示す3つのシナリオは、複数の違反に至る取引をBISがいかにかみているかの実例となるものである。

(A) 最初のシナリオ

輸出者は、ボイコット国にある会社と販売契約を結んでいる。

交渉の過程において、その会社は、供給される商品が被ボイコット国を原産地としないことを証明する署名付きの声明書の要求を輸出者に送った。

輸出者は、署名付きの証明を提示した。

その後、輸出者は、その要求を受けたことを報告しなかった。

輸出者は反ボイコット条項に対し2件の違反を犯した（1件目は、被ボイコット国との又は被ボイコット国における過去又は現在のビジネス関係に関わる情報の提供に関する § 760.2(d)の違反、2件目は、制限的取引観光又はボイコットに従事する要求を受けたことの報告不履行に関する § 760.5の違反）。

供給者は2つの違反を犯したが、BISは、1件当たりの違反の基準で、その違反が2件の別々の取引から生じた場合よりも軽い緩和された制裁を課すものとする。

(B) 第2のシナリオ

輸出者は、販売取引で問題になっている商品が被ボイコット国からの原材料を含まないという声明書を提供すること及びインボイスに署名付きの声明書を含めることのボイコット要求を受けている。その商品は、10件の別々の船積みで発送された。それぞれの輸送貨物には、インボイス及び署名付きのボイコット関連の声明書のコピーを同梱している。それぞれの署名付きの声明書は、禁止されたビジネス情報を提供することを禁ずる § 760.2(d)に違反して提供された証明にあたる。厳密な法解釈にたてば、輸出者は、 § 760.2(d)の10件の別々の違反と、ボイコット要請を受けたことの報告不履行に関する § 760.5の1件の違反を犯した。しかし、違反が単一のボイコット要求から生じたとすれば、BISは、関連した違反として取り扱い、その提供が10件の別々の要求から生じた場合に課すよりも軽い制裁を課すものとする。

(C) 第3のシナリオ

輸出者は、ボイコット国にある会社との進行中の関係を持っている。その会社は、異なる日に3件の別々の商品注文を輸出者に行なった。各注文に関して、その会社は、供給される商品が被ボイコット国原産でないことを証明する署名付きの声明書を提供することを輸出者に要求している。輸出者は、その会社に出荷する商品の各注文に対して署名付きの証明書を提供している。BISは、被ボイコット国との又は被ボイコット国内における過去又は現在のビジネス関係に関する情報提供についてのEAR § 760.2(d)の別々の違反として、これらの3項目の情報のそれぞれの提供を制裁する決定権を有している。

(iv) 関連性のない取引からの複数の違反

複数の関連性のない違反を含む場合、BIS は、輸出権利の剥奪又は業務からの排除、及び／又は単発的な事件を含む場合よりも、より重い罰金を求める可能性が高い。例えば、被ボイコット国との又は被ボイコット国内におけるビジネス関係についての禁止されたボイコット関連の情報を長期間に繰り返し提供することは、たとえこのような情報提供の単一の事例が罰金のみ課せられる場合があっても、剥奪命令を課す場合がある。複数の違反は、重大な順守問題及び結果的に将来の違反のリスクとなる可能性があるため、BISはこのアプローチをとっている。BISは、個々の事案において複数の違反が剥奪又は排除の命令を正当化するか否かを決定する際に、当事者がコンプライアンスの懸念に取り組む有効な手段をとったか否かについて考慮するものとする。

(v) 調停の時期

告訴状が送達される前であって、事案が行政法審判官の審理にある間、或いは事案が本章の § 766. 22 のもとに産業安全保障担当次官の審理にある間においては、本章の § 766. 18 に基づいて調停を行なうことができる。しかし、早期の調停一例えば、告訴状が送達される前には、BIS にとってその他の問題に配備すべきリソースを開放する利点がある。これとは対照的に、例えば、BIS が、すでにながりのリソースを開示手続き、動議の実施、及び裁判の準備に費やしている限りは、BIS が本章の § 766. 13 のもとでの対審審理の直前の調停により省かれる BIS のリソースは、より少ないものとなる。BIS のリソースを EAR の執行を最大化するため割り当てることの重要性を考慮すれば、BIS は、早期の調停を奨励することに関心を持っており、調停の期日を決定する際に、この利点を考慮に入れるものとする。

(vi) 関連する刑事違反又は民事違反

反ボイコット条項のもとでの行政執行事案が関連する刑事告発を引き起こす行為を含む場合、BIS は EAR § 766 のもとでいかなる行政制裁が妥当であるかを決定する際に、関連する違反及びこれらの解決を考慮に入れる場合がある。刑事上の有罪判決は、重大であって、故意の違法行為及び有効な行政制裁がなければ結果的に将来の違反の高いリスクを示すものである。しかし、有罪答弁の記載事項は、当事者が反ボイコット条項の順守責任を受け入れ、今後においてそうすることに十分に気を付けることの標示でありえる。当事者が実質的な刑事制裁を受けることが妥当な事件においては、BIS は、刑事制裁がない場合に妥当な行政制裁よりも、より小さい行政制裁により、十分な抑止目的を達成できることを認める場合がある。逆に、当事者が刑事制裁を受けないところの、それ以外では同様の事案において、BIS は、より大きい行政制裁を求める場合がある。関連する刑事上又は民事上の処分の存在が、その他の点では同様と思われる民事制裁の事件の中で、調停を区別する場合がある。その結果、民事制裁の調停における考慮のために示されるファクターは、民事上及び刑事上双方の事案又は複数の民事事案（他の期間を含む）の“包括的調停”の状況とは、多くの場合、違った形で適用され、さらに、それ故に将来の事案（特に包括的調停を含まない事案）の先例としての有用性が限られたものになる可能性がある。

(vii) 反ボイコット条項に精通していること

反ボイコット条項の適用範囲と詳細な内容を考慮して、BIS は、当事者が反ボイコットの法律に精通できる（或いは精通する必要がある）国際ビジネス活動領域に経験のある参加者であるか否かを考慮する。この点において、当事者のビジネスの規模、法律部門又は企業のコンプライアンスプログラムの存在又は不在、並びに被ボイコット国若しくはボイコット国との又は被ボイコット国内若しくはボイコット国内におけるビジネスへのこれまでの関与の度合いが重要である可能性がある。

(2) 特定の緩和及び悪化のファクター

本付則の (d) (1) 項で定める一般的なファクターに加えて、BIS は、通常、所定の調停でいかなる制裁を適用すべきかを決定する際に、本項の特定の緩和及び悪化ファクターの存在又は不在にも注意する。これらのファクターは、BIS の経験において、調停された事案の中で、制裁の決定に共通的に関連している状況を説明する。しかし、このファクターのリストは網羅的なものではなく、BIS は、さらに、当事者の非難に値する行為、違反に関連する実際の危害若しくは起こり得る危害、将来の違反の見込み、及び／又はいかなる制裁が妥当かの決定に関連するその他の考慮事項の存在を示せるその他のファクターを考慮する場合がある。緩和又は悪化ファクターの配分は、当事者の行為に伴う状況に左右される。このように、例えば、1 件の以前の違反は複数の違反歴より少ないウェイトが与えられるべきで、全体的なコンプライアンス活動が高い水準にある輸出者による自発的な自己開示の中で報告さ

れた以前の違反は、このような緩和ファクターを含まない以前の違反より少ないウェイトが与えられるべきである。本項でリストされているいくつかの緩和ファクターは、“重大なウェイト”を持つものとして指定される。存在する場合、そのようなファクターは、そのように指定されないファクターよりも、通常はかなり高いウェイトが与えられなければならない。

(i) 特定の緩和ファクター

(A) 自発的な自己開示（重大なウェイト）

当事者が自発的な違反の自己開示を行った（EAR § 764.8 の要求事項を満たしている）。

(B) 効果的なコンプライアンス・プログラム（重大なウェイト）

(1) 反ボイコット条項に関連した一般方針又はプログラム

BIS は、これによって更なる違反を防止するところの当事者のコンプライアンス活動が、問題を発見したか否か、並びに当事者が違反によって引き起こされるコンプライアンスの懸念に取り組む手段（違反の再発防止手段を含む）であって、有効なものとなるように合理的に計画された手段を講じているか否かについて考慮する。焦点は、反ボイコット条項に対して当事者により示されたコンプライアンスにある。EAR の他の条項を対象とする有効な輸出コンプライアンス・プログラムを有しているか否かは、緩和ファクターとしては直接的には関連しない。以前において被ボイコット国若しくはボイコット国との又は被ボイコット国内若しくはボイコット国内におけるビジネスを行っていた当事者の事案において、BIS は、その当事者が有効な反ボイコットコンプライアンス・プログラムを持っているかどうか、並びにその全体的な反ボイコットコンプライアンス活動が高い水準にあったかどうかを調査する。BIS は、反ボイコットコンプライアンスに関する当事者内部の業務文書（例えば、会社のコンプライアンスマニュアル、従業員訓練資料）を調査することが適切であるとみなす場合がある。

(2) 報告及び記録保管要求事項の順守

報告義務のあるボイコット要求を過去に受けた当事者の事案において、BIS は、当事者が反ボイコット条項の報告及び記録保管の要求事項を順守しているか否かを調査する場合がある。

(C) 被ボイコット国若しくはボイコット国との又は被ボイコット国内若しくはボイコット国内における制限されたビジネス

当事者は、以前において被ボイコット国若しくはボイコット国との又は被ボイコット国内若しくはボイコット国内でのビジネスを行なった経験をほとんど何も持っていなかった。現在の手続きが施行される以前において、当事者は上記の国との又は上記の国の国内でのビジネスに従事していなかった、或いは一度限りの機会でのみ、そのようなビジネスを行った。BIS は、当事者が被ボイコット国若しくはボイコット国と又は被ボイコット国内若しくはボイコット国内において行ったビジネスの取引高を、取引の規模及びドル総額又は当該ビジネスを構成する当事者の全ビジネスに占めるパーセンテージで示されるところにより調査する場合がある。

(D) EAR の反ボイコット条項の順守の履歴

(1) BIS は、以下に該当する場合、緩和ファクターであると考え：

- (i) 当事者が、これまでに反ボイコット条項の刑事違反の有罪判決を受けていなかった；
- (ii) 過去 5 年間に、当事者はボイコットに関連した行政執行事案において、BIS 若しくはその他の米国政府機関と調停を結んでいないか、法的責任があるとの評決を下されていない；
- (iii) 過去 3 年間に、当事者は BIS から反ボイコット条項に関連する警告状を受け取っていない；又は
- (iv) 過去 5 年間に、当事者は他の点においても反ボイコット条項に違反していない。

(2) 有効な執行を確実なものとする必要がある場合、これらの基準に合っているかどうかを裁定する際に、当事者のオーナー、取締役、役員、共同経営者又はその他の関係者の反ボイコット条項の違反における事前の関与が、当事者に罪を負わせる場合がある。取得しようとしている企業が、取得された事業が、その取得の前に犯した違反を生じさせた行為を、BIS に打ち明け、誤りを正し、開示する妥当な手段をとる場合、BIS は、一般的に取得しようとしている企業による他の違反の調停において、このファクターを適用する際に、この

ような違反を考慮に入れない。

(E) 取り調べへの特別な協力

当事者が、取り調べの過程において OAC に特別な協力を提供した。

(F) 禁止された情報を提供する要求又は禁止された行為をとる要求についての明瞭さ

当事者が、表現が曖昧な或いは漠然とした情報提供又は行為をとる要求に応じた。

(G) 合意事項に関連してビジネスを行うことに対して当事者の“受動的な”拒絶から生じる違反

当事者は、ビジネスを行うことの禁止された拒絶に当たる条件又は制約に黙って従ったり、甘んじて受けた（例えば、入札を送ることにより禁止された言葉を含む入札書類に応じた）。本付則の (d) (2) (ii) (I) 項のビジネスを行うことに対して拒絶する“積極的な”合意を参照のこと。

(H) 一度限りの違反の発生

違反が単発的に発生した。（本付則の (d) (2) (ii) (F) 項の悪化ファクターとしての長期にわたる違反又は高頻度の違反と比較のこと。）

(ii) 具体的な悪化ファクター

(A) 隠蔽又は妨害

当事者が、違反を隠したり隠蔽する意図的な行動をとった。[重大なウェイト]

(B) 順守責任に対する重大な無関心[重大なウェイト]

反ボイコット条項順守に関連する責任に対して、当事者の行為が重大な無関心を示す証拠がある（例えば：当事者自身の順守方針の故意の違反、或いは当事者が、順守方針を創り出すよりも、ビジネスを行なうコストとして可能性のある制裁を扱うことを選択している証拠）。

(C) 反ボイコット条項への順守の履歴

(1) BIS は、以下に該当する場合、悪化ファクターであると考える：

(i) 当事者が、反ボイコット条項の刑事上の違反の有罪判決を受けた；

(ii) 過去 5 年間に、当事者はボイコットに関連した行政執行事案において、BIS 若しくは他の米国政府機関と調停を結んだか、法的責任があるとの評決を下された；

(iii) 過去 3 年間に、当事者は BIS から反ボイコット条項に関連する警告状を受け取った；又は

(iv) 過去 5 年間に、当事者は他の点において反ボイコット条項に違反した。

(2) 有効な執行を確実なものとする必要がある場合、これらの基準に合っているかどうかを裁定する際に、当事者のオーナー、取締役、役員、共同経営者又はその他の関係者の反ボイコット条項の違反における事前の関与が、当事者に罪を負わせる場合がある。

(3) 取得しようとしている企業が、取得された企業が、取得される前に犯した違反を生じさせた行為を、BIS に打ち明け、誤りを正し、開示する妥当な手段をとる場合、BIS は、一般的に取得しようとしている企業による他の違反の調停において、このファクターを適用する際に、このような違反を考慮に入れない。

(D) 違反において問題になっている取引の種類に精通していること

例えば、信用状又は関連する金融上の文書に関わる違反の事案において、当事者が、その標準のビジネス慣行の過程で信用状又は関連する金融上の文書を、日常的に支払ったり、交渉したり、確認したり或いは他の形態で履行している。

(E) 被ボイコット国若しくはボイコット国との又はこれらの国の国内におけるビジネスのこれまでの履歴

当事者は、これまでに被ボイコット国若しくはボイコット国と又はこれらの国の国内においてビジネスを行った履歴を持っている。BIS は、当事者が被ボイコット国若しくはボイコット国と又は被ボイコット国内若しくはボイコット国内において行ったビジネスの取引高を、取引の規模及びドル総額又は当該ビジネスを構成する当事者の全ビジネスに占めるパーセンテージで反映されるところにより調査する場合がある。

(F) 長期にわたる違反又は高頻度の違反

特に違反が被ボイコット国及びボイコット国との或いはこれらの国の国内におけるビジネスの履歴を持つ当事者により犯された場合、高頻度で発生した違反又は長期にわたり繰り返し発生した違反は、1 回限りの違反又は短期間に犯された関連のある違反よりも、より重く扱われ

るものとする。(本付則の(d)(2)(i)(H)項における単発的な違反の発生と比較すること。)

(G) 禁止された情報を提供する要求又は禁止された行為をとる要求についての明瞭な情報を提供すること又はその他の禁止された行為をとることの要求(例えば、被ボイコット国又はボイコット国によりブラックリストに掲載されている事業者とビジネスを行なうことを拒絶する合意を結ぶこと)は、その意図された目的に関して明らかに明白である。

(H) 個々の事業者又は個人に関する具体的な情報に関する違反

当事者は、具体的な会社又は個人とのビジネス関係に関する禁止された情報を提供した。

(I) ビジネスを行うことを拒絶する合意に関わる“積極的な”行為に関する違反

当事者は、ビジネスを行うことを拒絶する合意(信用状を含む)の中で、禁止された用語若しくは言葉を部分的に変えたり、編集したり、強調することにかかわる行為、又はビジネスを行うことを拒絶する合意(信用状を含む)の交渉過程において、禁止された用語若しくは言葉を含む約款若しくは條款を立案することにかかわる行為をとった。本付則の(d)(2)(i)(G)項のビジネスを行うことに対して拒絶する“受動的な”合意を参照のこと。

(e) 剥奪又は排除命令の範囲の決定

剥奪又は排除命令を行なうか否か、また拒絶又は排除命令をどの範囲で行なうかが妥当であるかを裁定する際に、特に次のファクターが関連している:

重大なウェイトの緩和又は悪化ファクターの存在;

関係する重大さの程度;

問題の行為に対し経営陣が関与或いは認識している程度;

違反の数;

以前の違反の存在と重大さ;

将来における違反の可能性(反ボイコット条項を順守するための関連する活動を考慮に入れる); 並びに

民事上の罰金が十分な抑止効果を持つことが期待できるか否か。

(f) BIS はいかに停止及び延期の決定を行うか

(1) 民事制裁

該当する事案において、民事上の罰金の支払いが延期されたり、停止される場合がある。EAR § 764.3(a)(1)(iii)を参照のこと。停止又は延期が妥当かどうかを決定する際に、BISは、例えば、停止又は延期された支払いが十分な抑止価値を持つことが期待できるならば、当事者が、そのような違反に妥当であろう制裁を償うための有限責任をはっきりと表明しているかどうか、並びに、すべての状況に照らして、そのような停止又は延期が、同様の違反を犯した他の当事者に対するBISの制裁の影響力と矛盾がない形で制裁の影響力を生じさせるのに必要か否かについてBISは考慮するものとする。

(2) 輸出権利の剥奪及び業務からの排除

剥奪命令又は排除命令が停止されるべきか否かを決定する際に、BISは、例えば、当事者、その従業員及びその他の者に対する命令の反経済的な影響に加えて、米国ビジネスの競争力の維持又は高揚における国益について考慮するものとする。別の状況において適切な剥奪又は排除の命令は、将来において反ボイコット条項違反のおそれがないことが認められる場合、並びに必要な抑止効果を得るための適切な手段(通常は、相当な民事上の罰金)がある場合にのみ、反経済的な影響を根拠に停止される。